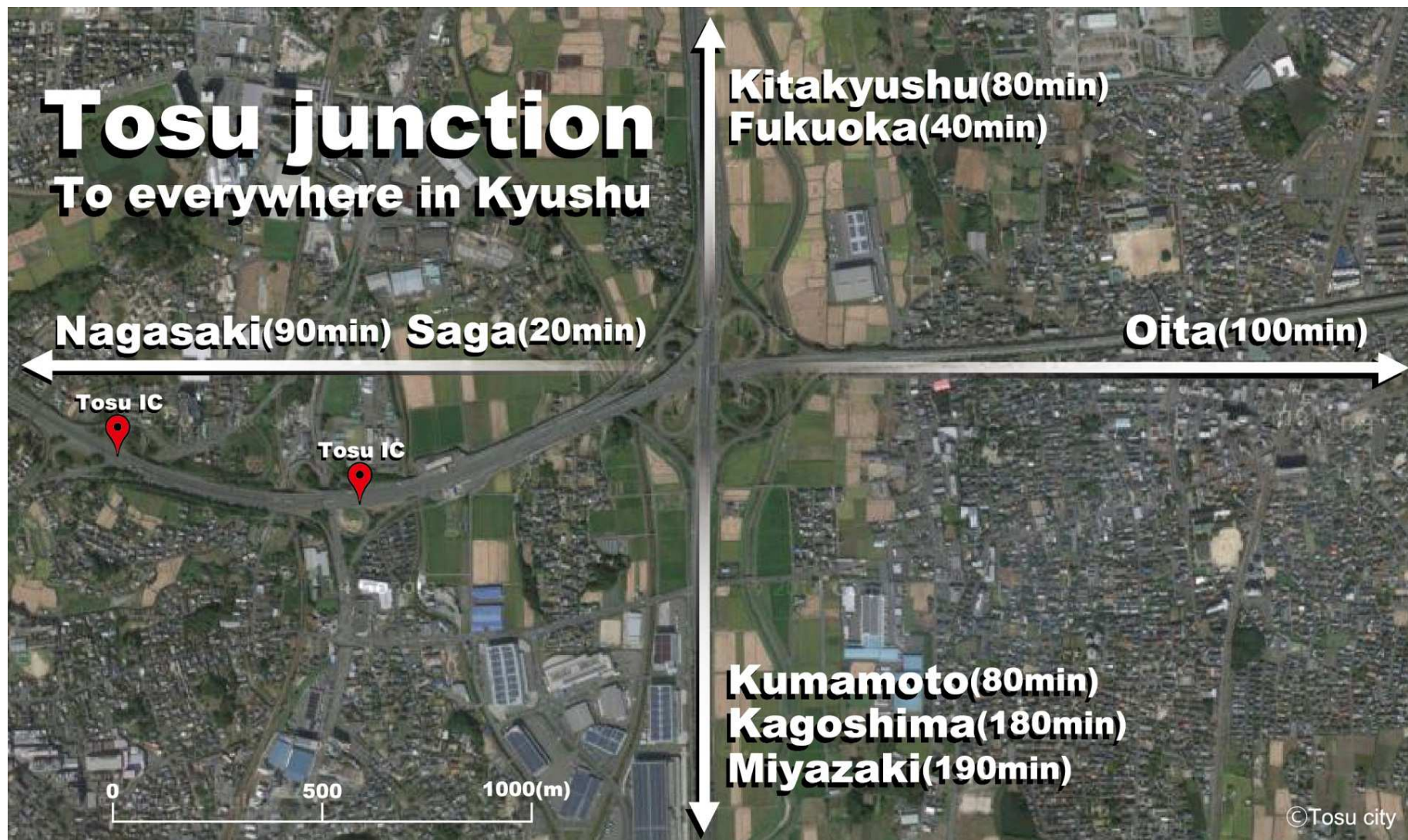


「九州ブランディング拠点創生特区」

～県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～

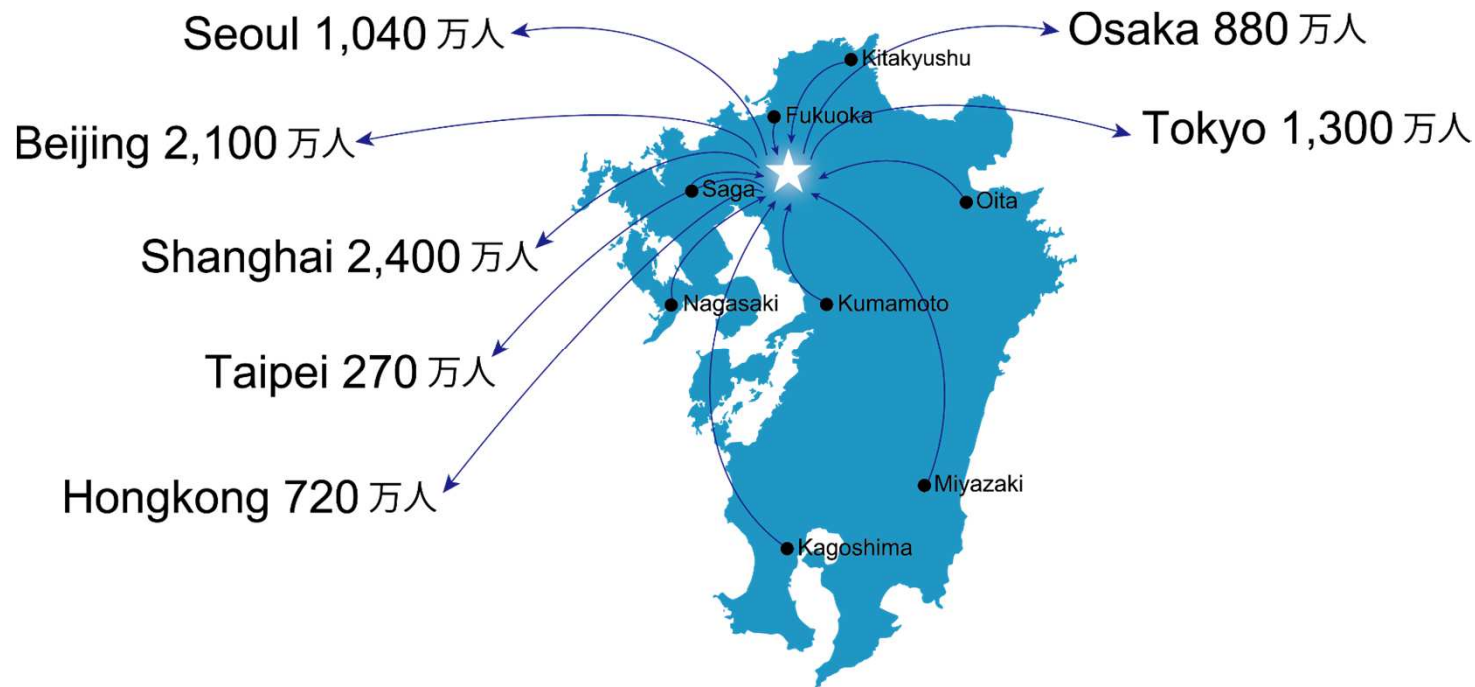


インターチェンジを併設する鳥栖ジャンクション(九州縦貫自動車道と九州横断自動車道が接続)

平成27年10月30日 佐賀県鳥栖市・福岡県小郡市・佐賀県基山町

九州交通ネットワークのクロスポイントとしての役割

- 九州が今後も活力を維持し、我が国はもとより、国際社会の中で存在感を示していくためには、企業経済活動を支援すると同時に、農林水畜産物や食、技術、人材など、九州が誇る多様で豊富な地域資源を活かすための「**拠点づくり**」が重要となる。
- そのためには、**九州をひとつの圏域と捉え、市や県の行政的枠組みに限定されない政策を一体的に展開することが不可欠**となる。
- こうした観点から、**日本有数の鳥栖ジャンクション**を擁する佐賀県鳥栖市、基山町、福岡県小郡市、久留米市が**県境を越えて一体的に連携**した時に発揮するポテンシャルは非常に高く、**九州における交通の要衝としての強みを最大化し、九州の交流拠点地域としての役割を果たす**ことで、**九州の一体的な浮揚**へと繋がっていくことが大いに期待できる。



筑後川流域クロスロード協議会による県境を越えた広域連携

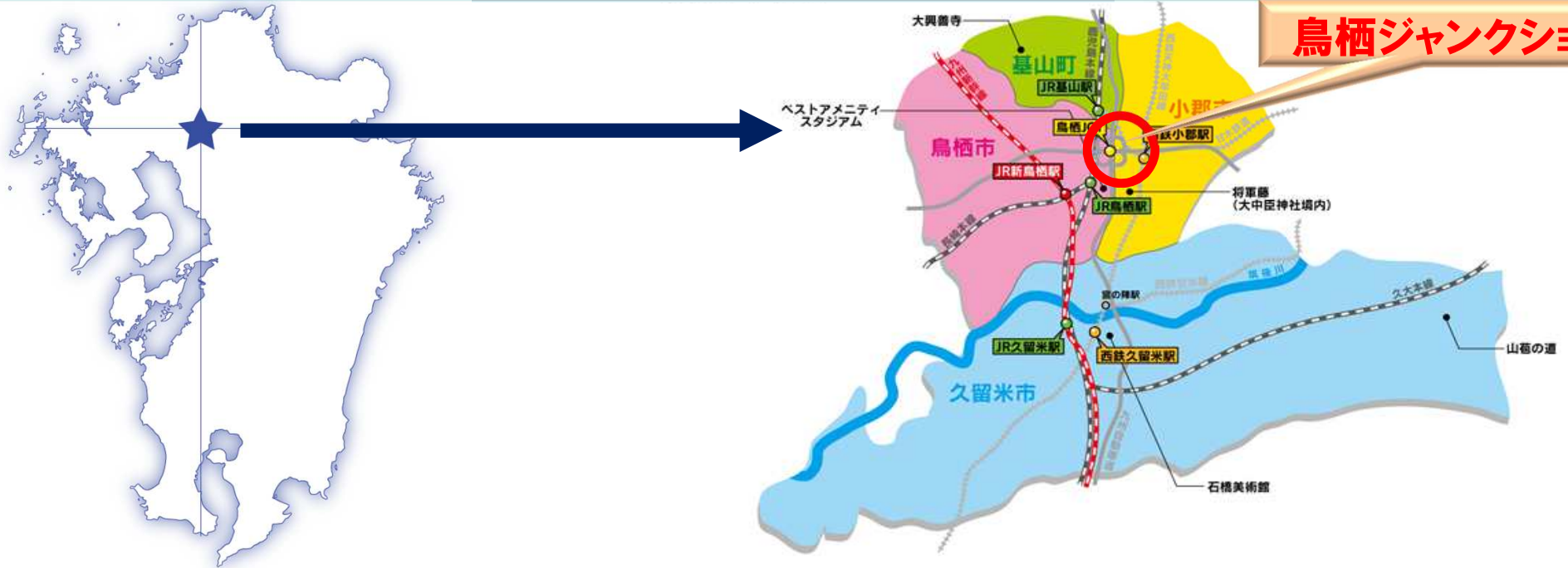
■ 交通網の整備や高度情報社会の進展により、経済活動は拡大し、また住民の生活範囲も県や市町村といった枠組みに関係なく広がってきている。

■ こうした状況等も踏まえ、**経済的に一体性のある佐賀県鳥栖市・基山町、福岡県小郡市・久留米市**において九州の高速道路の結節点である特性を活かした行政・経済・文化・スポーツなど広範な連携と交流を研究・実践し、県境を越えた地域の一体的浮揚を図るため、**平成元年に「筑後川流域クロスロード協議会」を発足**させている。

■筑後川流域クロスロード協議会

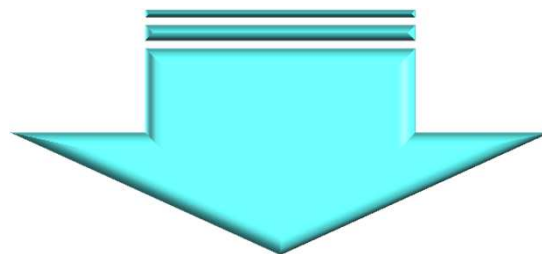
佐賀県鳥栖市、基山町、福岡県小郡市、久留米市で構成され、スポーツ交流イベントや図書館の相互利用など、クロスロード地域の一体感を醸成するため、さまざまな連携事業を行っている。

また、クロスロード地域の一体的な発展と将来の目指すべき地域像を描いた筑後川流域クロスロード地域ビジョンを策定し、目標とする将来像『九州交流の都「クロスロード地域」』の実現を目指している。



クロスロード地域において鳥栖市・小郡市・基山町が共同提案を行う意義

- ◆ 佐賀県・福岡県にまたがるクロスロード地域(鳥栖市、基山町、小郡市、久留米市)は、全国でも稀有な特性を持つ鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝として県境を越えた経済的なつながりを強く有していることを背景に、これまでも行政・経済連携を深め、発展を続けてきた地域であり、この利点を今後とも最大化していくことが両県、九州、ひいては日本経済の発展に資する。



- ◆ こうした認識を踏まえ、今後の経済発展のために必要な規制改革を提案するため、**国家戦略特区の仕組みを活用し**、これまで第3次募集への提案を行っている鳥栖市・小郡市に加え、基山町も提案者として加わり、全国でも稀有な特性を有する鳥栖ジャンクションに近接される鳥栖インターチェンジを有効活用することでクロスロード地域の発展の最大化を目指す。

さらに、将来的には、地理的に近接している鳥栖市・小郡市と久留米市との間で拠点性を高める取り組みを検討することにより、本地域の更なる経済発展も視野に入れることが可能となる。

鳥栖市・小郡市・基山町の国家戦略特区提案に係る基本認識

- 鳥栖市・小郡市・基山町としては、今回の地方創生特区提案に当たり、農地法、農振法、都市計画法をはじめ、**全国的に適用される既存の法制度そのものは尊重すべき**と考えております。
- また、今回土地利用に関する提案を行っておりますが、バランスのとれた地域の発展を目指す中で、農地に関しても地域とも連携を図りつつ**「守るべき農地は守る」**という思いをもっております。
- 他方、鳥栖市では市制施行以来、企業誘致により雇用(しごと)を確保し、人口増(ひと)につなげ、地域(まち)の着実な発展を図ってきた地方自治体の責務として、この流れを止めることなく、**九州のクロスポイントに位置する「鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジ」**という**地域資源を最大限に活用し、九州全体ひいては日本の発展に貢献することも重要な課題**と認識しております。
- 現在更なる選定が進められている**「地方創生特区」**は、大都市圏への人口集中を防ぎ、地方を活性化させるため、**「志の高い、やる気のある地方の自治体」**が、**規制改革により地方創生を実現**できるよう、**国家戦略特区を更に進化させたもの**と理解しております。
- こうした点を踏まえ、鳥栖市・小郡市・基山町としては、地方創生を真に実効性あるものとするには、**鳥栖ジャンクションを擁するこの地域の特性をスピード感を持って戦略的かつ最大限に活かすことが重要である**と考えることから、全国的に適用される既存の法制度そのものの改正ではなく、**「国家戦略特区」という国家戦略実現のための仕組みを有効活用した地域限定的な取り組みを促進することが不可欠**と考えております。

鳥栖ジャンクションのブランド化

(鳥栖ジャンクションの特性を活かした産業のサービス化による付加価値創出と生産性・競争力向上)

ICT活用による物流加工
配送サービスの高度化

多品種少量生産による
ニッチニーズへの
きめ細かいサービス

鳥栖ジャンクション
地域だからこそ見出
せる付加価値

消費者からの声を活用した
メーカーへの新商品発注

抜群の交通結節点による
移動時間短縮

新たな展開可能性への認識

- 通販会社は、物流システムIT化による配送サービスの高度化を実現
- 家電製品・事務機器等の製造業者は、多品種少量生産によるニッチニーズへのきめ細かい対応サービスを可能とし、国内量産へ早期移行
- 物流業者は、配送先の消費者からの声を活用したメーカーへの新商品開発を促進
- 物流業者は、企業の一貫システムの輸配送部分を支える「各地の運送会社と提携して構築したネットワーク」による高品質低価格サービス提供ができ、配送能力を最大化
- 医薬品卸業者は、病院などの個別ニーズに即応できるようになり医薬品多品種少量の提供体制を構築
- 流通業者において本地域は、道路(高速道路)、鉄道(貨物ターミナル駅)、空路(福岡・佐賀空港)、海路(博多港)のすべての輸送手段が高次元で活用できることから、国内はもとより世界をターゲットとした企業戦略が可能となる
- 農業面でも、本地域の突出した交通の利便性を活かし、加工・流通・販売の過程を提供する事業者と組み、消費者段階からのサービスサイクルを意識することや地域ブランドを作物に付加することで、国際競争力を有するサービス産業化(6次産業化)を実現することが可能

様々な業種のサービス産業化
(ブランディング)

鳥栖ジャンクション地域の位置づけ

全国的に人口減少が深刻化している中、佐賀県鳥栖市、基山町、福岡県小郡市は、九州全体から見て交通の要衝に位置し、引き続き着実に人口が増加し続けている全国でも稀に見る「元気な地域」である。また、可住地面積率の割合も高く、今後も更なる発展可能性が高い地域である。



鳥栖に年間**900万台**の車両の出入りがある

■ 鳥栖インターチェンジ利用状況(2013年)

487.01万台(流入) 470.16万台(流出)

■ 鳥栖地区の「保税蔵置場」(2012年)

28か所(国内内陸港で日本一)

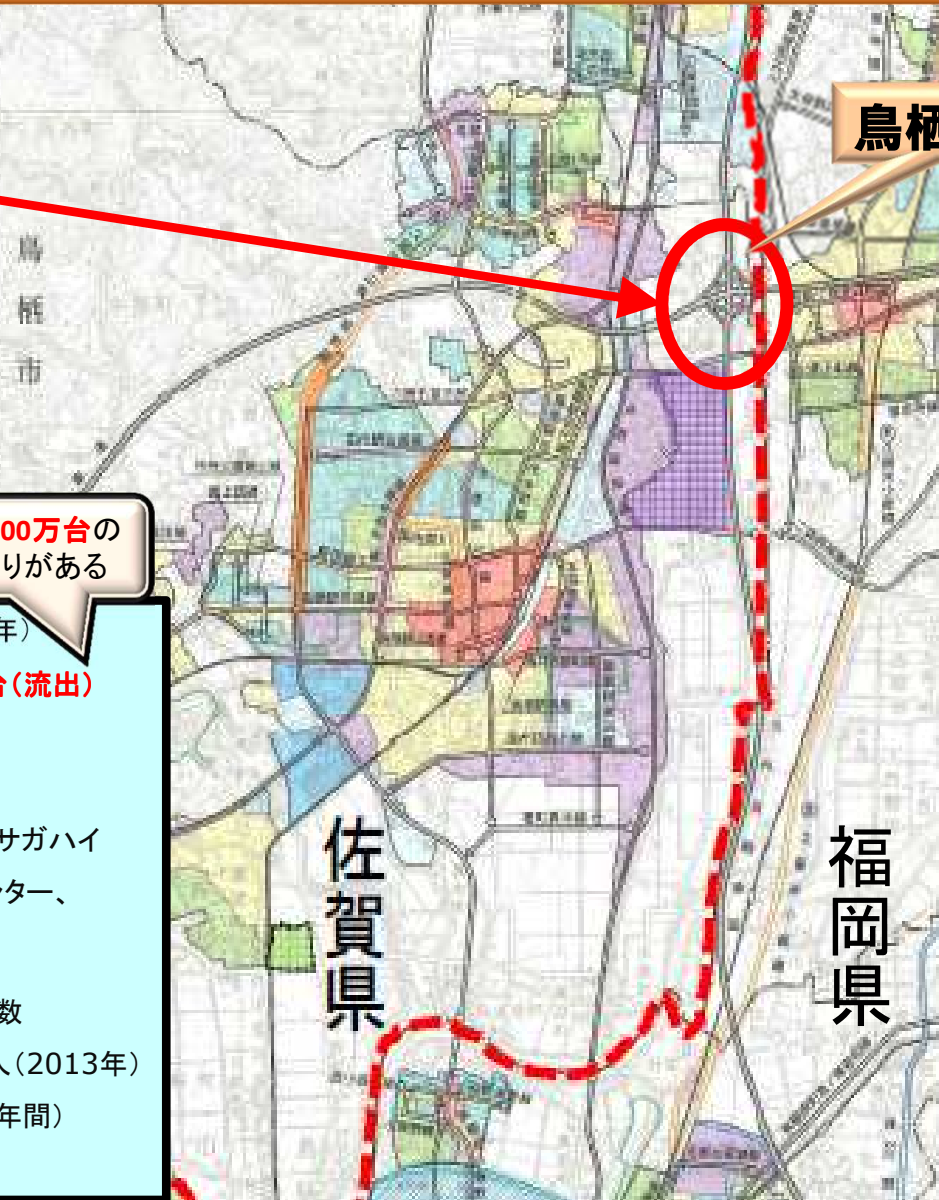
■ 九州国際重粒子線がん治療センター(サガハイマツ)、九州シンクロトン光研究センター、産業技術総合研究所九州センター

■ ベストアメニティストadium平均入場者数

14,137人(2014年) 10,916人(2013年)

■ 鳥栖プレミアム・アウトレット来場者数(年間)

約500万人



鳥栖JCT

■ 面積

(単位: km²・%)

| | 総面積 | 可住地面積 | 可住地面積率 |
|-----|-------|-------|--------|
| 鳥栖市 | 71.72 | 48.22 | 67.2 |
| 基山町 | 22.12 | 13.66 | 61.8 |
| 小郡市 | 45.50 | 44.09 | 96.9 |

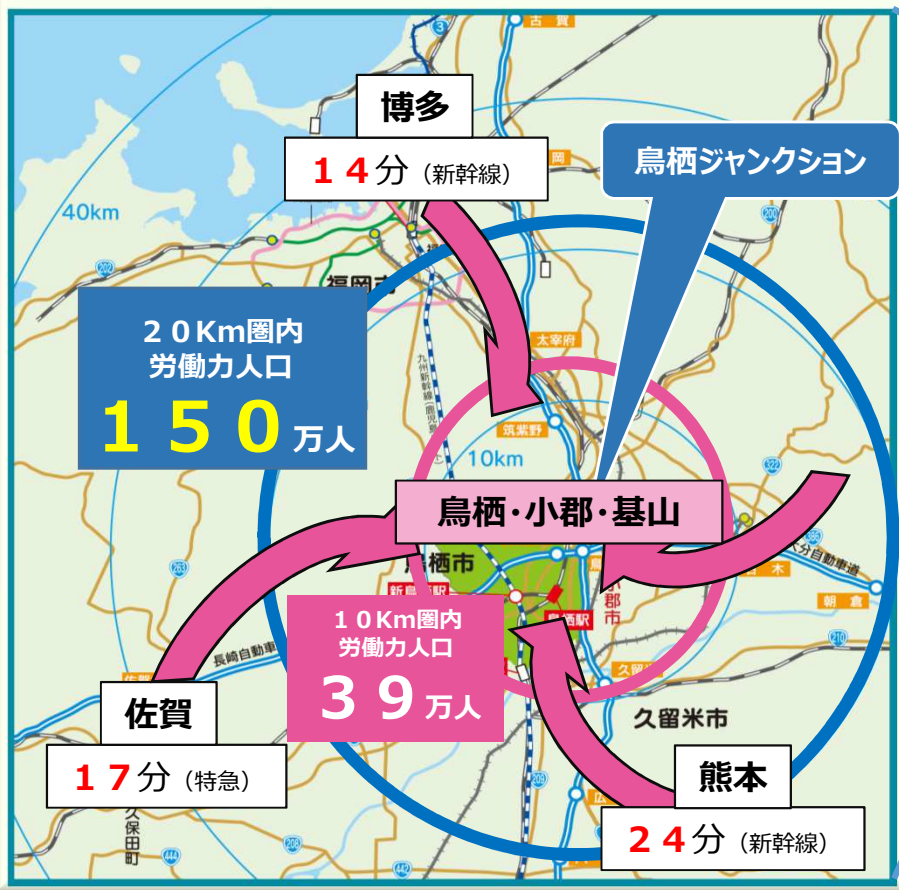
(資料) 統計でみる市町村のすがた

■ 人口推移

| | H7 | H12 | H17 | H22 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 鳥栖市 | 57,414 | 60,726 | 64,723 | 69,074 |
| 基山町 | 18,444 | 19,176 | 18,889 | 17,837 |
| 小郡市 | 50,612 | 54,583 | 57,481 | 58,499 |

(資料) 総務省「国勢調査」

鳥栖ジャンクション地域の位置づけ



■ 震度1以上の地震発生回数比較

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|----|------|------|------|------|------|
| 東京 | 125 | 704 | 206 | 225 | 152 |
| 佐賀 | 1 | 12 | 7 | 6 | 7 |
| 福岡 | 6 | 30 | 18 | 17 | 19 |

資料：気象庁震度データベース

<鉄道による所要時間>

| | 区間 | 所要時間 |
|------|----------|------|
| 新幹線 | 新鳥栖～博多 | 14分 |
| | 新鳥栖～新大牟田 | 17分 |
| | 新鳥栖～熊本 | 24分 |
| JR特急 | 鳥栖～博多 | 20分 |
| | 鳥栖～佐賀 | 17分 |
| JR快速 | 鳥栖～久留米 | 5分 |
| 西鉄急行 | 小郡～福岡天神 | 34分 |
| | 小郡～久留米 | 9分 |

<自動車による所要時間 (高速道路)>

| | 区間 | 所要時間 |
|--|-------------|------|
| | 鳥栖IC～福岡IC | 18分 |
| | 鳥栖IC～佐賀大和IC | 16分 |
| | 鳥栖IC～熊本IC | 48分 |
| | 鳥栖IC～福岡空港 | 31分 |

■ 人口 69,074人 (平成22年国勢調査) (佐賀県全体の約8.4%)
72,023人 (平成26年12月末)

- ☑ 昼夜間人口比率 **111.23%** (佐賀県1位、全国27位)
- ☑ 人口増加率 **6.7%** (佐賀県1位、全国31位)
- ☑ 労働力人口増加率 **5.1%** (佐賀県1位、全国28位)

■ 製造品出荷額等 3337.2億円 (平成24年確定値) (佐賀県全体の約19.8%)

出典：都市データパック2014年版データ等より

鳥栖市

■ 人口 58,499人 (平成22年国勢調査) (福岡県全体の約1.2%)
59,507人 (平成26年12月末)

- ☑ 昼夜間人口比率 **82.64%** (福岡県24位、全国758位)
- ☑ 人口増加率 **1.8%** (福岡県6位、全国165位)
- ☑ 労働力人口増加率 **▲1.1%** (福岡県9位、全国180位)

■ 製造品出荷額等 416.0億円 (平成24年確定値) (福岡県全体の約0.5%)

出典：都市データパック2014年版データ等より

日本全体における鳥栖ジャンクション地域の位置づけ(若年女性人口の動向)

■ 日本創成会議・人口減少問題検討分科会の推計では、全国1800市区町村(政令市の行政区を含む)の半数に当たる**896自治体**で、子どもを産む人の大多数を占める「**20~39歳の女性人口**」が**2010年からの30年間で5割以上減る見込み**。

| 都道府県名 | 市区町村 | 社人研推計 | | | | | 人口移動が収束しない場合 | | | | |
|-------|------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|------------------------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|------------------------------|
| | | 2010年 総人口 | 2010年 20-39歳女性 | 2040年 総人口 | 2040年 20-39歳女性 | 若年女性人口 変化率 (2010→2040) | 2010年 総人口 | 2010年 20-39歳女性 | 2040年 総人口 | 2040年 20-39歳女性 | 若年女性人口 変化率 (2010→2040) |
| 福岡県 | 久留米市 | 302,402 | 37,927 | 243,945 | 22,170 | -41.5% | 302,402 | 37,927 | 233,980 | 20,337 | -46.4% |
| 福岡県 | 小郡市 | 58,499 | 6,671 | 52,538 | 4,988 | -25.2% | 58,499 | 6,671 | 52,392 | 4,628 | -30.6% |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 237,506 | 28,624 | 191,619 | 18,035 | -37.0% | 237,506 | 28,624 | 184,817 | 16,875 | -41.0% |
| 佐賀県 | 鳥栖市 | 69,074 | 9,406 | 74,692 | 8,592 | -8.7% | 69,074 | 9,406 | 77,944 | 9,180 | -2.4% |
| 佐賀県 | 基山町 | 17,837 | 2,119 | 13,148 | 988 | -53.4% | 17,837 | 2,119 | 12,317 | 804 | -62.1% |
| 佐賀県 | 上峰町 | 9,224 | 1,206 | 8,582 | 919 | -23.8% | 9,224 | 1,206 | 8,316 | 870 | -27.9% |
| 佐賀県 | みやき町 | 26,175 | 2,730 | 18,257 | 1,449 | -46.9% | 26,175 | 2,730 | 17,303 | 1,222 | -55.2% |

■ 日本創成会議が発表した2040年の若年女性人口推計によれば、全国1,800の市区町村のうち、2040年の総人口及び若年女性人口変化率が鳥栖市・小郡市の合計(130,336人、-14.1%)以上の地域は16自治体となるが、**三大都市圏及び県庁所在地を除くと、鳥栖市・小郡市合計の数値を上回る地域はない。**

| | | | | | | | | | | | |
|------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|
| 神奈川県 | 横浜市都筑区 | 201,271 | 27,357 | 252,076 | 27,663 | 1.1% | 201,271 | 27,357 | 270,271 | 31,020 | 13.4% |
| 広島県 | 広島市安佐南区 | 233,733 | 34,226 | 265,489 | 31,098 | -9.1% | 233,733 | 34,226 | 275,118 | 33,622 | -1.8% |
| 千葉県 | 千葉市緑区 | 121,921 | 15,348 | 139,520 | 14,945 | -2.6% | 121,921 | 15,348 | 139,520 | 14,945 | -2.6% |
| 愛知県 | 名古屋市緑区 | 229,592 | 31,000 | 256,088 | 28,542 | -7.9% | 229,592 | 31,000 | 256,088 | 28,542 | -7.9% |
| 滋賀県 | 草津市 | 130,874 | 18,586 | 149,088 | 17,055 | -8.2% | 130,874 | 18,586 | 149,088 | 17,055 | -8.2% |
| 福岡県 | 福岡市西区 | 193,280 | 26,536 | 231,081 | 24,255 | -8.6% | 193,280 | 26,536 | 231,081 | 24,255 | -8.6% |
| 東京都 | 荒川区 | 203,296 | 29,857 | 218,307 | 26,801 | -10.2% | 203,296 | 29,857 | 218,307 | 26,801 | -10.2% |
| 神奈川県 | 川崎市幸区 | 154,212 | 22,088 | 175,663 | 19,691 | -10.9% | 154,212 | 22,088 | 175,663 | 19,691 | -10.9% |
| 千葉県 | 八千代市 | 189,781 | 25,412 | 195,416 | 22,543 | -11.3% | 189,781 | 25,412 | 195,416 | 22,543 | -11.3% |
| 千葉県 | 千葉市中央区 | 199,364 | 28,044 | 220,679 | 24,843 | -11.4% | 199,364 | 28,044 | 220,679 | 24,843 | -11.4% |
| 愛知県 | 名古屋市守山区 | 168,551 | 22,615 | 177,615 | 20,011 | -11.5% | 168,551 | 22,615 | 177,615 | 20,011 | -11.5% |
| 神奈川県 | 川崎市麻生区 | 169,926 | 23,861 | 193,644 | 21,052 | -11.8% | 169,926 | 23,861 | 193,644 | 21,052 | -11.8% |
| 東京都 | 江東区 | 460,819 | 69,021 | 543,970 | 60,758 | -12.0% | 460,819 | 69,021 | 543,970 | 60,758 | -12.0% |
| 東京都 | 東村山市 | 153,557 | 19,960 | 164,158 | 17,519 | -12.2% | 153,557 | 19,960 | 164,158 | 17,519 | -12.2% |
| 神奈川県 | 川崎市高津区 | 217,360 | 35,939 | 254,022 | 31,206 | -13.2% | 217,360 | 35,939 | 254,022 | 31,206 | -13.2% |
| 愛知県 | 安城市 | 178,691 | 24,418 | 188,241 | 21,081 | -13.7% | 178,691 | 24,418 | 188,241 | 21,081 | -13.7% |

平成25年度 鳥栖市企業実態調査
(回答117社)

正社員 平均年齢 31.5歳
(男性 32.5歳、女性28.1歳)

全従業員数に占める市内居住者割合
31.1%

「地方消滅」推計が示される中、今後「日本再興」を真に実効性のあるものとするためには、政府が着目する30万都市だけではなく、鳥栖市・小郡市のような人口13万人規模ながら、「しごと」があり、「ひと」が増え続ける日本有数の元気な「まち」をさらに元気にしていき、その勢いを周りの地域に波及させる効果を生み出す取組みが不可欠

特区提案名

県境を越えた連携により、交通結節機能を最大限活かす、九州における「新たな地域集積構造」構築特区
～「一生涯働けるまち」モデルの創出～

特区提案の内容

「日本有数の鳥栖ジャンクション地域での産業団地造成等による企業誘致型、産業開発型発展」

人口13万人規模の地域ながら、積極的な産業政策等により人口が増加してきた本地域（鳥栖市においては今後も20年近く人口が増え続ける見込み）にあって、インターチェンジ（IC）を併設する鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めて企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、九州における「新たな地域集積構造」を構築する。

また、農業への中小企業信用保証制度の適用を行うとともに、上記の取り組みにより企業進出で得られた収入等を活かしながら、基金等の財政的仕組みを通じ、農業担い手確保と所得向上等の観点から青年就農給付金の年齢要件緩和、経営農地集約化への支援、6次産業化に伴う商品開発・研究や販路開拓への支援、地産地消の取り組みへの支援（本地域農産品の産業団地での支援）等の農業支援策に関しても受け皿の準備を検討する。

特区提案の経済的社会的効果

鳥栖ジャンクション周辺地域の発展を最大化することが可能

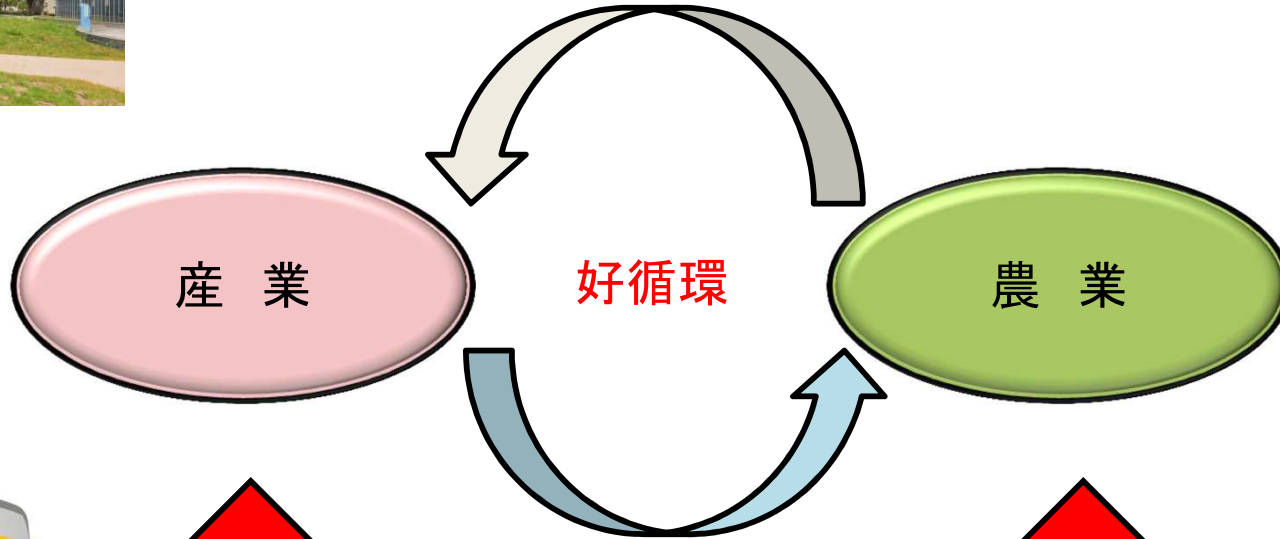
- 日本有数の国内、国際産業拠点の拡大
- 製造品出荷額増
- 雇用創出
- 九州全体への経済波及

特区で求める規制・制度改革等

- ① 農振除外の手続きについて、土地の高度利用を進める観点から、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に限り、基準（5要件）の弾力化を図る。
- ② 鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所の農地の分類基準を緩和して土地の高度利用を進める観点から、甲種、1種、2種農地等の分類基準の地域性に沿った弾力化を図る。
- ③ (i) 企業の進出意欲に対応するため、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に限り、市街化調整区域の大規模開発をより迅速に実現すべく、先に廃止された基準（都市計画法第34条第10号イ）なみに開発許可基準を緩和する。
(ii) 市街化調整区域の大規模開発を用途制限付きで許可すべく、都市計画法第13条第1項第7号を緩和する。
- ④ 市の中心市街地からは離れているものの、県境を挟んだ隣接自治体の市街地と接する地域については、連続性を勘案しつつ地域の実情に合った市街地形成を促し、県外隣接自治体の都市計画との連携をより一層図るため、市街地編入の条件である「既成市街地に連続」という規定の弾力化を図る。
- ⑤ バランスある地域開発を行うため、農業への中小企業信用保証制度の適用を行うとともに、上記の取組みによる企業進出で得られた収入等を活かしながら、基金等の財政的仕組みを通じ、青年就農給付金の年齢要件緩和、経営農地集約化への支援、6次産業化・地産地消の取り組みへの支援等を安定的・計画的に進め、農地の高度利用、収量・所得の増大を図る。



鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジ
周辺地域の都市計画制度・農地規制の弾力化



企業進出で得られた収入等
を活かしながら農業支援

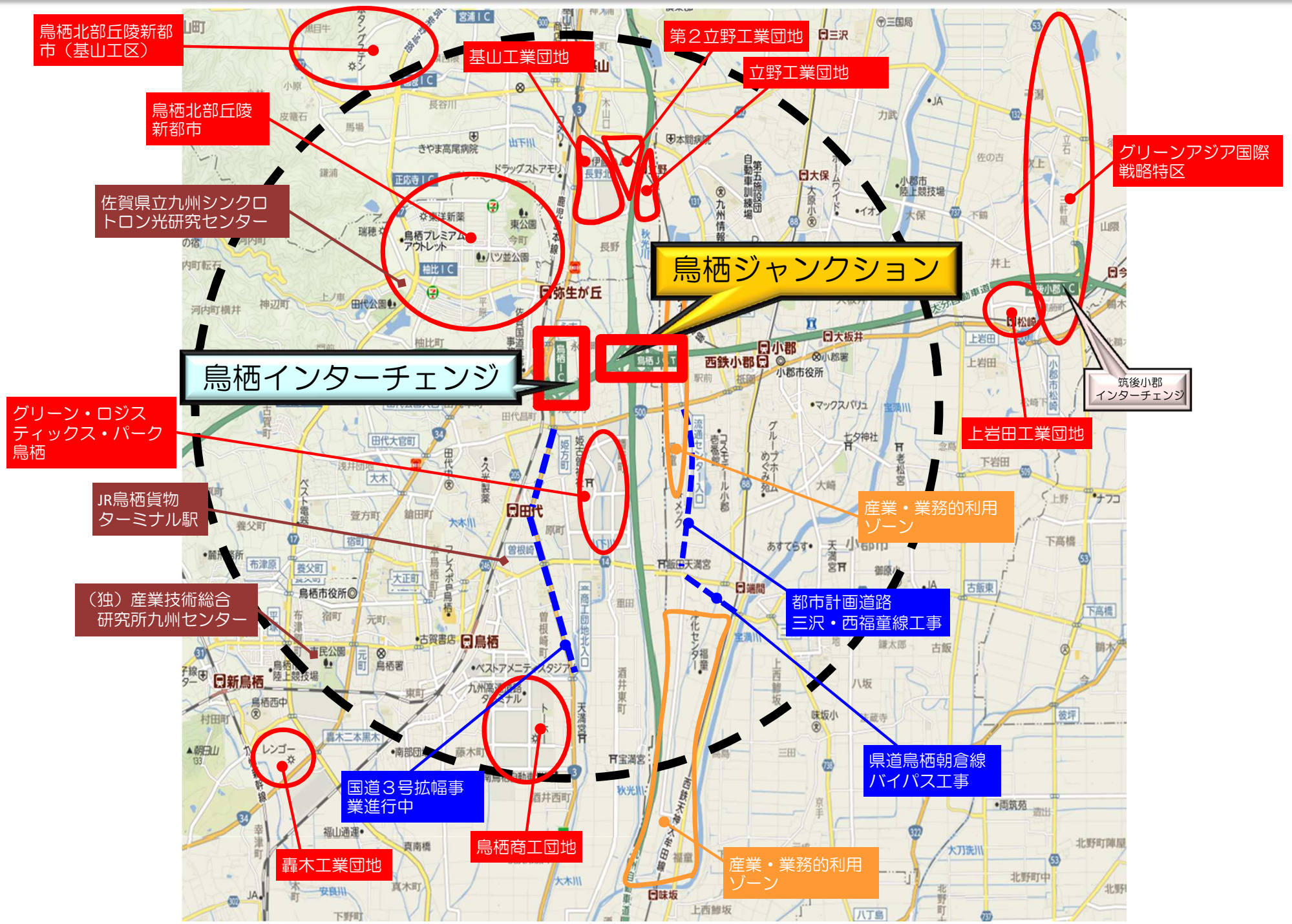
雇用の創出・「新たな拠
点の形成」に向けた

新たな企業・施設誘致
既進出企業の拡大支援
住宅環境整備

担い手確保と農業所得の
向上に向けた

農地の面的集約支援
新たな担い手の参入支援
(若者、企業退職者、農業生産法人等)
6次産業化・販路開拓支援等

「鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4Km」の範囲



「鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジ」の希少性(鳥栖市・小都市・基山町調べ)

- 日本全国の高速度道路(都市高速度道路含む。)のジャンクションのうち、地方創生の趣旨に鑑み、三大都市圏や県庁所在地・政令指定都市といった都市部に位置するものを除いた上で、**インターチェンジが併設又は近接(概ね1キロ以内)**しているものは、鳥栖ジャンクションを含め**17箇所**となっている(概ね1.5キロ以内のものも含めると25箇所)。
- そのうち、**経済波及効果が最も高いと見込まれる「4方向への展開」が可能**となっているものは**鳥栖ジャンクションのみ**。

| 地域 | JCT所在都道府県 | JCT総数 | うち三大都市圏以外 | うち県庁所在地・政令指定都市以外 | うちIC併設・近接 | うち4方向展開 |
|--------|----------------------------------|-------|-----------|------------------|--|--------------------|
| 北海道・東北 | 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県 | 23 | 23 | 19 | 2 秋田県・小坂 秋田県・大内 | 0 |
| 関東 | 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県 | 61 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 北陸・甲信越 | 山梨県・長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県 | 13 | 13 | 12 | 2 長野県・更埴 石川県・徳田大津 | 0 |
| 東海 | 愛知県・静岡県・岐阜県・三重県 | 34 | 8 | 4 | 0 | 0 |
| 関西 | 大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県 | 52 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中国 | 岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県 | 22 | 22 | 14 | 6 広島県・大竹 広島県・三次東 広島県・高屋 鳥取県・米子 島根県・浜田 山口県・美祢東 | 0 |
| 四国 | 香川県・愛媛県 | 5 | 5 | 4 | 1 愛媛県・いよ小松 | 0 |
| 九州・沖縄 | 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県 | 24 | 24 | 11 | 6 佐賀県・鳥栖 佐賀県・武雄 長崎県・長崎バイパス 熊本県・八代 宮崎県・延岡市 鹿児島県・加治木 | 1 佐賀県・鳥栖 |
| 合計 | - | 234 | 99 | 64 | 17 | 1 |

平成27年6月5日に提案した規制緩和項目メニュー

| 規制緩和項目 | 該当法令等 | 概要 | 目指す姿 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 農振除外手続きの弾力化の運用 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 | ①農振除外手続きについて、土地の高度利用を進める観点から、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジ（IC）から概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に限り、基準（5要件）の適用を免除 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鳥栖ジャンクション地域での企業需要に即応できる産業の展開 ● 国内外からヒト・モノ・カネ・情報を集約し、九州はもとより日本各地での経済活動を活性化 |
| 甲種、1種、2種農地等分類基準の弾力的な運用 | 農地法第5条 | 鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジ（IC）から概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所の農地の分類基準を緩和して、原則として農地転用が可能とされる「3種農地」の扱いとする | |
| 都市計画法における、先に廃止された大規模開発許可基準と同等の基準緩和等 | ①旧都市計画法第34条10号イ ②都市計画法第13条第1項第7号 | 企業の進出意欲に対応するため、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジ（IC）から概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に限り、市街化調整区域の大規模開発をより迅速に実現すべく、先に廃止された大規模開発基準（都市計画法第34条第10号イ）を適用し、あわせて、市街化調整区域の大規模開発を用途制限付きで許可することを認める | |
| 経済的に一体性のある県境を挟んだ都市計画の連携 | 都市計画法第13条第1項第2号、同法施行令第8条第1項第1号 | 市の中心市街地からは離れているものの、県境を挟んだ隣接自治体の市街地と接する地域については、連続性を勘案しつつ地域の実情に合った市街地形成を促し、県外隣接自治体の都市計画との連携をより一層図るため、市街地編入の条件である「既成市街地に連続」という規定の適用を免除する | |
| 農業への中小企業信用保証制度の適用 | 中小企業信用保険法第2条 | 中小企業信用保証制度の対象を農林分野に拡大し、農業生産法人等が活用できるようにする | |

平成27年6月5日に提案した農業振興施策

項目名

概要

青年就農給付金の年齢要件緩和

青年就農給付金の年齢を緩和(原則45歳未満⇒55歳未満)することで、新規就農者等の増加と共に農業経営基盤の強化を図る

新規就農者・後継者の育成・確保への支援

就農相談・研修センター等を設置することにより、高収益型園芸農家の育成など、就農者へのスキルアップ、アフターフォローが可能となり、職業として選択できる農業の確立を図る

経営農地集約化への支援

農用地利用集積計画、農地中間管理事業等を活用し、特定地域における圃場を「担い手」に集約化し、耕作の効率化を図る

高収益型園芸産地育成への支援

施設園芸など大規模野菜生産経営の確立を図り、企業型農業経営(雇用型経営)を推進する。労働力の確保を促進し、経営の安定化、所得の増大を図る

交通の利便性を活かした競争力ある産地の育成

全国市場に向けた交通の利便性を活かし、出荷体制等の充実を促進する。物流会社と提携し、調製・パッキングセンター等を整備し、競争力ある産地の育成を図る

参入

- ・面的拡大
- ・競争力ある産地の育成
- ・収益性の高い農業経営の確立

出口戦略

農業分野の雇用確保・所得拡大の好循環

「一生涯働けるまち」モデルの創出

特区の取組による企業進出で得られた収入等を活かし、基金等の財政的仕組みを通じ、農業支援策の受け皿を準備

今回追加提案する規制緩和項目メニュー(産業面)

| 規制緩和項目 | 該当法令等 | 概要 |
|--------------------------------|--|--|
| 設備投資を行った企業に対する法人税(国税)の軽減 | 法人税法 | 鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に新たに進出し、設備投資を行った企業に対し法人税(国税)を3年間軽減する |
| 低開発地域工業開発地区の課税免除に対する弾力化 | 低開発地域工業開発促進法第5条 租税特別措置法第12条及び第45条 | 低開発地域工業開発地区として指定された地区で、企業立地促進法による大臣の認定を受けた基本計画事業の用に供する設備を新設・増設した者について、その事業に係る固定資産税の課税免除をした場合の基準財政収入額からの控除を、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に限り認める |
| 公共事業完了8年未満の農地を転用した場合の返還義務の負担緩和 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 農業基盤整備促進事業実施要項 | 鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4キロ以内の地域であって、区域計画で指定された場所により農振除外、農地転用が認められ、公共事業完了8年未満の農地を転用(農産加工関連施設等)した場合における補助金の返還義務負担を緩和する |

期待される効果

立地企業の競争力向上に資する強力なインセンティブが付与される

目指す姿

- 鳥栖ジャンクション地域での企業需要に即応できる産業の展開
- 国内外からヒト・モノ・カネ・情報を集約し、九州はもとより日本各地での経済活動を活性化

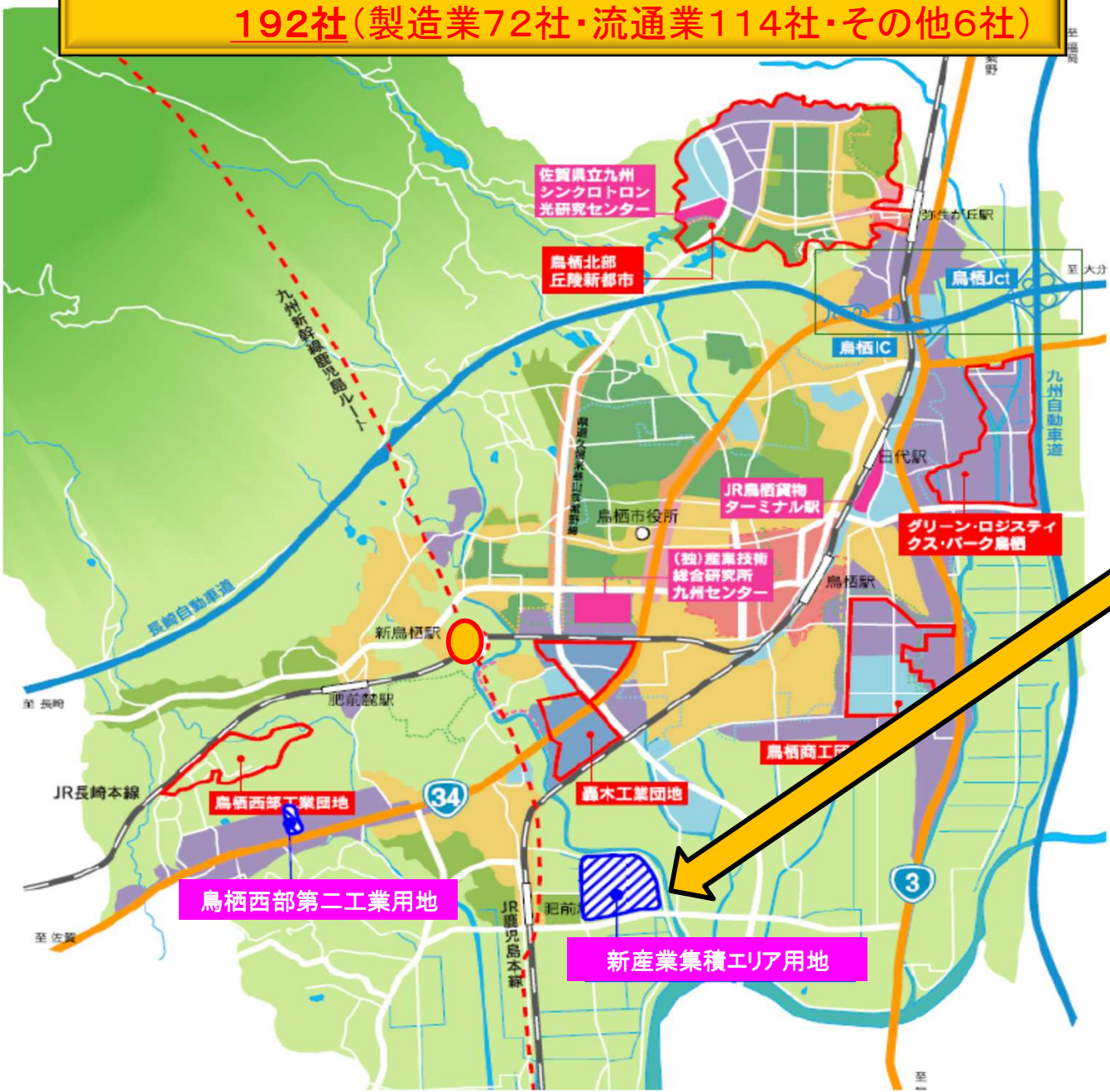
今回追加提案する規制緩和項目メニュー(農業面)

| 規制緩和項目 | 該当法令等 | 概要 | 目指す姿 |
|---------------------------|--|--|---|
| 中小企業への農業関連融資制度の適用 | 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条等 | ①商工業者単独での農業関連事業に対しても融資を認める。 ②融資条件(貸付利率等)を農業者向けと同等とする。 ③農林水産・経済産業大臣による農商工等連携事業計画の認定を内閣総理大臣による認定のみに改めることでスピード感をもった多様な事業展開を促進する | <ul style="list-style-type: none">● 「一生涯働けるまちモデル」の創出● 「攻めの農業」の環境整備 |
| 農家レストランの農用区域内設置の容認 | 農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 | 農業者が生産する農作物等を調理して提供する場合に、農家レストランを農用区域内に設置することを可能とする。 | |
| 農業等に従事するシルバー人材センターの就業時間拡大 | 高齢者等の雇用の安定法及び職業安定局通達(H16.11.4) | 農業等に従事する場合のシルバー人材センターの就業時間を週20時間から週40時間に拡大する | |
| 期待される効果 | 農業分野の競争力向上のため、意欲ある多様な担い手が新たに農業にチャレンジできる環境を整備 | | |

「企業の農業生産法人参入要件の緩和」についても、今後関係機関及び関係自治体と十分調整を図りながら、指定後の区域会議の中で協議検討していく。

鳥栖市のこれまでの企業誘致の取り組み

■ 市制施行(S29)以降の進出協定件数
192社(製造業72社・流通業114社・その他6社)



◆工業団地(分譲開始年度)

- ◎轟木工業団地(昭和38年)
- ◎鳥栖商工団地(昭和53年)
- ◎鳥栖西部工業団地(昭和63年)
- ◎鳥栖北部丘陵新都市(平成9年)
- ◎鳥栖流通業務団地(平成18年)
(グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖)
- 鳥栖西部第二工業用地(平成23年)
- 新産業集積エリア(平成30年以降を予定)

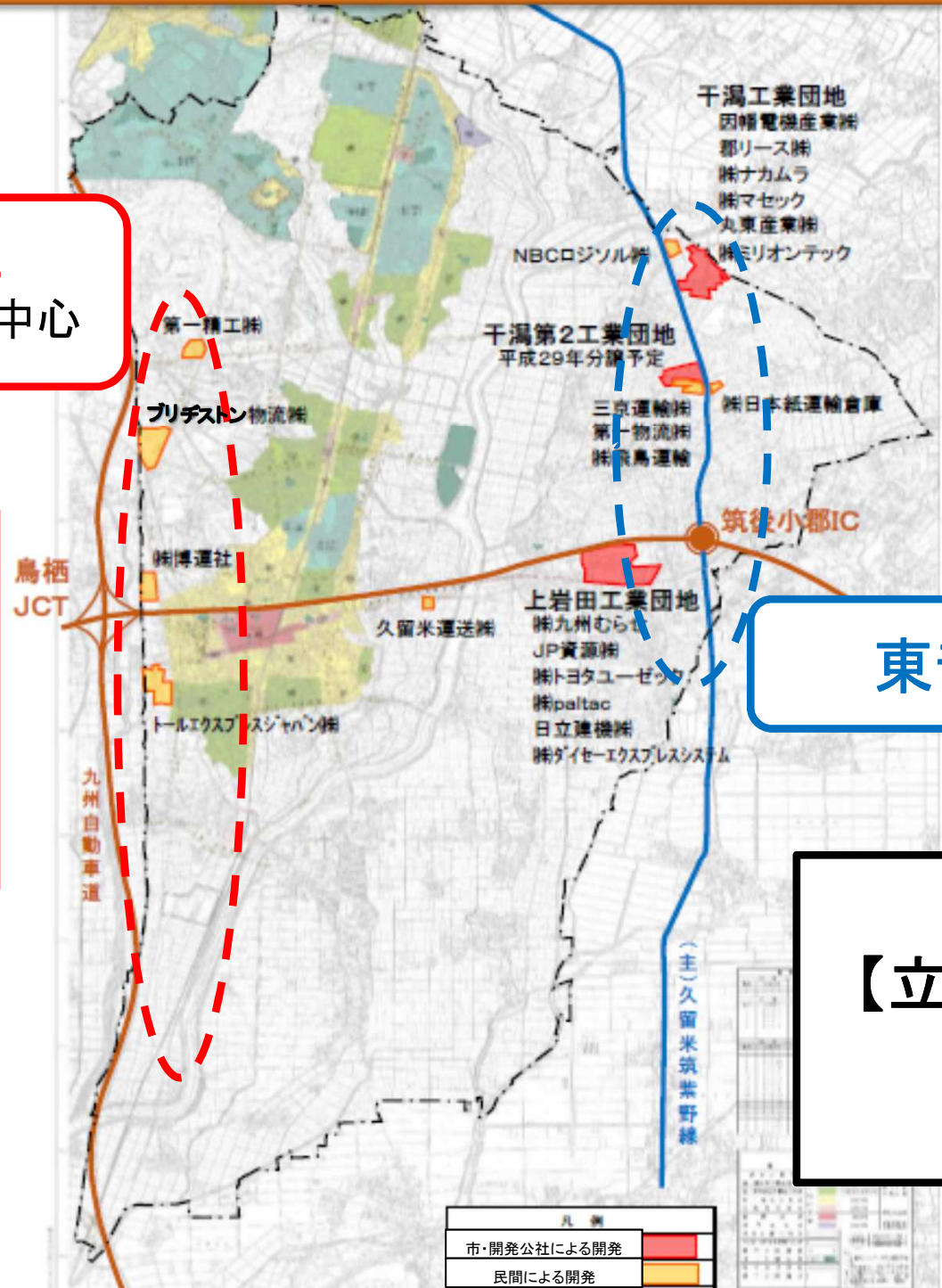
完売

| ○市内工業団地分譲状況 | | | |
|-------------|-----------|---------|-------|
| ・S38~44 | 轟木工業団地 | 46.2ha | 10社 |
| ・S53~H1 | 鳥栖商工団地 | 51.6ha | 約100社 |
| ・S63~H2 | 鳥栖西部工業団地 | 24.9ha | 4社 |
| ・H 9~22 | 鳥栖北部丘陵新都市 | 57.8ha | 16社 |
| ・H18~24 | 鳥栖流通業務団地 | 46.1ha | 38社 |
| 合計 | | 226.6ha | 約168社 |

◆研究機関

- ◎産業技術総合研究所九州センター
- ◎県立九州シンクロトロン光研究センター

小郡市のこれまでの企業誘致の取り組み



西部地区
民間による開発中心

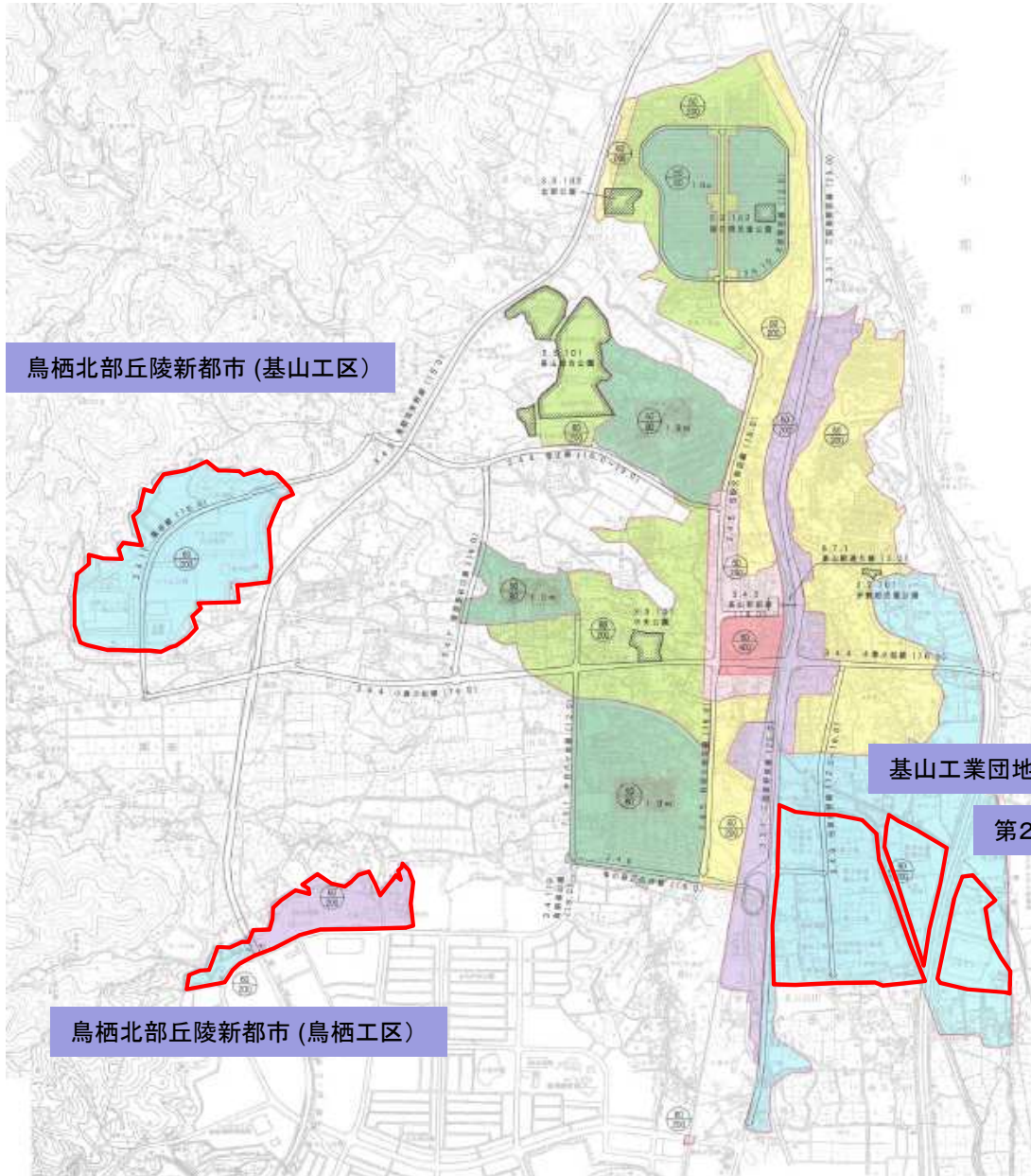
民間活力を誘導しての鳥栖JCT地域での産業団地形成に適合

東部地区

【立地企業数】
22社 約43ha

■ 町制施行(S39)以降の進出協定件数

41社(製造業30社・流通業10社・その他1社)



◆工業団地(分譲開始年度)

- ◎基山工業団地(昭和42年)
- ◎立野工業団地(昭和62年)
- ◎第2立野工業団地(平成4年)
- ◎鳥栖北部丘陵新都市(基山工区)(平成7年)
- ◎鳥栖北部丘陵新都市(鳥栖工区)(平成9年)

◆研究機関

- ◎九電研究開発センター

鳥栖市へのこれまでの企業の引合い状況と経済効果(推計)

市制施行(S29)以降の進出協定件数

192社(製造業72社・流通業114社・その他6社)

九州でも有数の「内陸工業都市」「物流拠点都市」に発展
平成22年度～平成27年度(10月30日現在) **25**社が進出

企業の引合い状況(過去3年間分)

| | | | |
|-----|-----|-------|---------------------|
| 製造業 | 18社 | 約37ha | 主に自動車部品、食品関連企業など |
| 流通業 | 24社 | 約40ha | インターネット販売業、倉庫・賃貸業など |

当該企業が立地していた場合の経済効果(推計:単年度分)

(鳥栖市産業団地等における過去の実績をもとに、鳥栖市試算)

推定雇用者数 **約3,000人**(製造業1,400人強、流通業1,600人弱)

推定製造品出荷額等 **約466億円(製造業)**

平成24年の全製造品出荷額(3337.2億円)の**約14%**

推定売上金額 **約190億円(流通業:企業内取引分を除く)**

推定税収見込額 **約12億円**(製造業6億円強、流通業6億円弱)

(住民税、法人税、固定資産税)

平成26年当初予算市税総額(122億円)の**約10%**

これまで鳥栖市に進出した企業は中期的に事業展開を行っていることに鑑みると、この経済効果は10年・20年と継続すると考えられることから、機会損失額はこの10倍、20倍にもなると推定される。

小郡市へのこれまでの企業の引合い状況と経済効果(推計)

市制施行(S47)以降の進出協定件数

13社(製造業8社・流通業4社・その他1社)

企業の引合い状況(過去3年間分)

| | | | |
|-----|-----|-------|-----------------|
| 製造業 | 5社 | 約5ha | 主に金属加工、フィルム加工など |
| 流通業 | 16社 | 約29ha | 倉庫・賃貸業など |

当該企業が立地していた場合の経済効果(推計:単年度分)

(小郡市工業団地等における過去の実績をもとに、小郡市試算)

推定雇用者数 **約3,600人**(製造業370人、流通業3,280人)

推定製造品出荷額等 **約125億円**(製造業25億円/社)

平成24年の全製造品出荷額(473.5億円)の**約26%**

推定売上金額 **約256億円**(流通業16億円/社)

平成24年の卸売業年間販売額(738.7億円)の**約35%**

推定税収見込額 **約4億円**(製造業4千万円強、流通業4億円強)

(住民税、法人税、固定資産税)

平成26年当初予算市税総額(64億円)の**約6%**

地方消滅が全国的に謳われる中において今後の地域発展を考えた場合、これまで進めてきた住環境整備とあわせて、交通の地理的優位性を活かした企業誘致を進めていく必要がある。

基山町へのこれまでの企業の引き合い状況と経済効果(推計)

町制施行(S39)以降の進出協定件数

41社(製造業30社・流通業10社・その他1社)

企業の引き合い状況(過去3年間分)

流通業 6社 約9.4ha 運送業、倉庫・賃貸業など

当該企業が立地していた場合の経済効果(推計:単年度分)

(基山町産業団地等における過去の実績をもとに、基山町試算)

推定雇用者数 約370人(流通業 370人弱)

推定売上金額 約6億円(流通業:企業内取引分を除く)

推定税収見込額 約1億円(流通業 1億円)
(住民税、法人税、固定資産税)

平成26年当初予算町税総額(23.6億円)の約4%

これまで基山町に進出した企業の事業展開の状況を鑑みると、今後も交通の地理的優位性を活かした企業誘致のさらなる促進することが必要である。

- 鳥栖ジャンクションを利用することで九州のどの場所からも短時間でのアクセスが容易な本地域の拠点性を活かし、九州全体の農業の発展を図る方策の例として、市場に出回らずに廃棄される規格外農産品(青果物)の活用が考えられる。
- 具体的には、市場に出回らずに廃棄される九州中の規格外農産品(青果物)を本地域に集めてカット野菜として加工し、カット野菜市場に展開していく可能性について試算を行ったところ、**約538億円の市場規模**があると推計できた。
- **地方創生特区制度**により、交通の要衝である本地域の拠点性を活かし、九州の規格外農産品の加工・流通・販売につなげることができれば、**本地域にとどまらない九州全体への経済波及効果が期待**される。

規格外農産品(青果物)の廃棄による損失額及びカット野菜として加工した場合の市場規模推計

(出展:農林水産省統計資料等)

●九州(沖縄県を除く7県)における青果物の非出荷量の算出(平成25年度)

収穫量から出荷量及び出荷量の20%と仮定した入目量(※鳥栖市による聞き取りにより推定)を除く非出荷量は次のとおり。

| | |
|---------|-------------------------|
| 九州の収穫量: | 2,169,046t...① |
| 〃 出荷量: | 1,522,618t...② |
| 〃 入目量: | 304,524t...③=②×20% |
| 〃 非出荷量: | 341,904t...①-②-③ |

●九州における廃棄された青果物の量の算出

非出荷量の内、自家消費と腐敗捨除を合わせて5%程度と仮定すると、規格外として廃棄された青果物の量は次のとおり。

$$341,904t \times 95\% = \mathbf{324,809t}$$

※「自家消費」、「腐敗捨除」の割合は営農形態やその規模、青果物の種類等に応じてばらつきがあるが、実情はかなり少ないと見込まれるため5%と仮定する。

●九州における農産物廃棄による損失額の算出

青果物の生産者受取額(平成23~25年度の平均)は100kg当たり11,078円であるため、規格外として廃棄されている青果物が47%の額で取引されたと仮定すると、規格外農産品の廃棄による年間損失額は次のとおり。

$$324,809,000\text{kg} \div 100 \times 11,078\text{円} \times 47\% = \mathbf{16,911,700,279\text{円}}$$

※アスパラガスは、正規品が1,070円/kgに対し、二級品は500円/kg(47%)で取引されていることを踏まえ鳥栖市推定。

●上記規格外品をカット野菜原料として鳥栖地域で加工した場合のカット野菜販売市場規模推計(参考:(独)農畜産業振興機構「平成24年度カット野菜需要構造実態調査」)

$$170\text{億円} \times 3.2 = \mathbf{\text{約}538\text{億円}}$$

鳥栖ジャンクション地域の保税蔵置場や農産品等の流通・加工を行う企業

- 保税蔵置場(外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可した場所。外国貨物を積卸し、又は蔵置(原則2年、延長可能)することができ、その間は関税などの税金はかからない)は、取引の円滑化と中継貿易の発展を図るために設置。
- 国内有数の内陸港である鳥栖地区(長崎税関三池税関支署久留米出張所管轄)の保税蔵置場25箇所(平成27年3月1日現在)のうち、**本地域には12カ所(網掛けの記載)が展開(そのうち農産品を扱うところは4カ所(赤字の記載))**しており、**内陸港として高い国際拠点性を有している。**
- その他にも、**農作物、穀物の保管・流通業務や野菜の加工・カット工場等を運営している企業も市内に多数立地している。**

| 名称 | 所在地 | 蔵置貨物の種類 |
|----------------------------|--------------------------|-----------------------|
| (株)マルハニチロ物流・北野 | 福岡県久留米市北野町1705番地1 | 輸入冷凍冷蔵貨物 |
| 東洋水産(株)・佐賀冷蔵庫 | 佐賀県三養基郡基山町大字長野285番地1 | 一般輸入貨物及び輸出入冷凍冷蔵貨物 |
| 鳥栖倉庫(株)・商工団地 | 佐賀県鳥栖市藤木町字若桜4番地3 | 輸出入一般貨物 |
| 鳥栖倉庫(株)・田代 | 佐賀県鳥栖市永吉町字長の原521番地1 | 一般輸出入貨物 |
| 鳥栖倉庫(株)・商工団地冷蔵倉庫 | 佐賀県鳥栖市藤木町字若桜4番地3 | 輸出冷蔵貨物 |
| 鳥栖倉庫(株)・藤木 | 佐賀県鳥栖市藤木町2445番地 | 一般輸出入貨物及び輸出冷蔵貨物(危険貨物) |
| (株)ロジスティクス・ネットワーク・鳥栖物流センター | 佐賀県鳥栖市酒井西町字榎町669番地8 | 輸出入冷凍冷蔵貨物 |
| 日本通運(株)・久留米支店鳥栖営業支店 | 佐賀県鳥栖市藤木町字鐘突1592番地2 | 一般輸出入貨物 |
| 三角海運(株)・鳥栖営業所 | 佐賀県鳥栖市西新町字所熊1428番地160 | 一般輸出入貨物 |
| 三角海運(株)・鳥栖営業所第二 | 佐賀県三養基郡みやき町大字蓑原字植松5406番地 | 一般輸出入貨物 |
| 横浜冷凍(株)・鳥栖物流センター | 佐賀県鳥栖市水屋町1934番地1 | 一般輸出入貨物及び輸出入冷凍冷蔵貨物 |
| 三菱倉庫(株)・鳥栖配送センター | 佐賀県三養基郡基山町大字園部3177番地7 | 一般輸出入貨物(輸入冷蔵貨物を含む。) |
| (株)マルハニチロ物流・鳥栖 | 佐賀県鳥栖市姫方町1626番地 | 輸出入冷凍・冷蔵貨物 |
| 横浜冷凍(株)・鳥栖第二物流センター | 佐賀県鳥栖市姫方町字牟田1653番地 | 一般輸出入貨物及び輸出入冷凍冷蔵貨物 |

<参考>

<野菜の加工・カット工場等を行っている鳥栖市内企業>

- ①(株)サラダクラブ(鳥栖市田代外町701)・・・キューピー関連
- ②(株)トスデリカ(鳥栖市田代外町701)・・・キューピー関連
- ③(株)GFF(鳥栖市姫方町1626)・・・ゼンショー関連(すき家)
- ④(株)ポオトデリカトオカツ(鳥栖市酒井西町638-4)・・・ファミリーマート関連

<農作物、穀物の保管・流通業務を行う鳥栖市内企業(蔵置許可なし)>

- ①(株)福岡ソノリク(鳥栖市姫方町1660番地:野菜等)
- ②全農物流(株)(鳥栖市真木町1661-1:米麦・大豆・農産物)
- ③(株)森光商店(鳥栖市藤木町9-7:米麦、農産物)
- ④(株)神明(鳥栖市藤木町6-8:米穀等)
- ⑤(株)福糧(鳥栖市立石町12-102:米穀)
- ⑥IEC(鳥栖市曾根崎町1412-1:青果物等)

国家戦略特区を活用した「九州ブランディング拠点」創生を目指して(集積産業例)

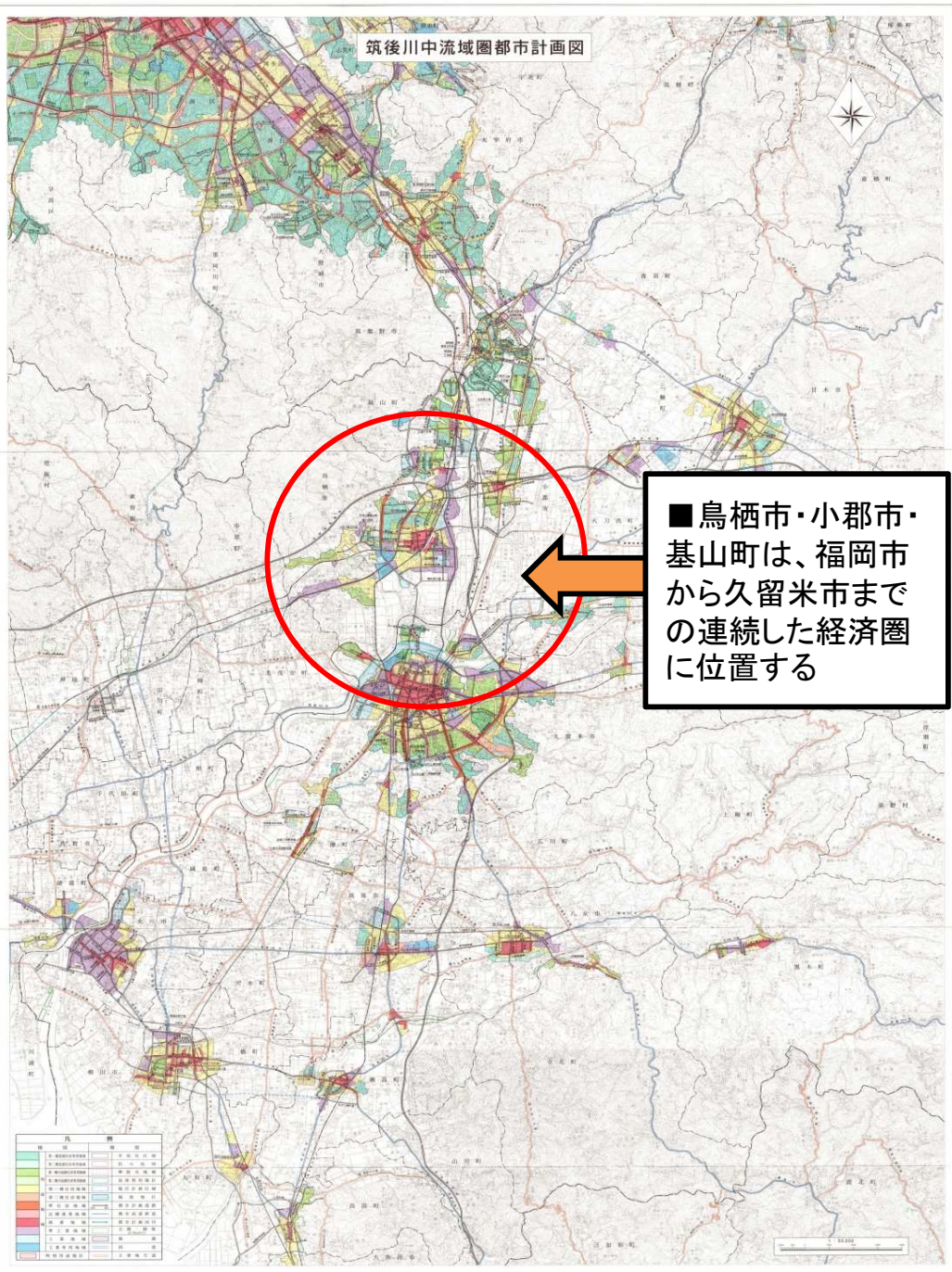
- 本地域においては、国家戦略特区制度を通じ、鳥栖ジャンクションや豊富な労働力人口という地域の特色ある資源を一層活かすことができれば、**産業誘致型、産業開発型の地域経済発展**が見込まれる。
- 具体的には、物流・流通関連産業をはじめ、医療医薬品等健康関連産業、食品関連産業、農林水産関連産業、バイオテクノロジー関連産業、自動車関連産業、ICT関連産業など、「**集積性と拡散性**」のある幅広い業種の展開や産業のサービス化を促すことにより、付加価値の創出や競争力向上につながり、東京一極集中に対抗する拠点として、国際性も兼ね備えた「九州ブランディング拠点」の創生が可能となる。

地域が活きる6モデル(出典:「地方消滅 東京一極集中が招く人口急減(増田寛也編著)」)

- ① **産業誘致型** 工場や大規模商業施設等を誘致することで、財政基盤を安定させ、住環境整備を進め、人口流入を実現する
- ② **ベッドタウン型** 大都市等に近接していることを活かし、住環境整備を重点的に進め、定住人口を増加させる
- ③ **学園都市型** 大学や研究機関を集積させることにより、若年人口の継続的な流入を実現し、ローカル経済を持続させる
- ④ **コンパクトシティ型** 従来の子の機能を中心地に集約することで、ローカル経済圏としての効率化を目指す
- ⑤ **公共財主導型** 国家プロジェクト規模の大規模施設の立地を契機とし、地域のあり方を作り変え、財政基盤を安定させ、人口減を防ぐ
- ⑥ **産業開発型** 地域の特徴ある資源を活かした産業振興を実現し、雇用の拡大や住民の定着を実現

(産業分野は企業立地促進法に基づく基本計画(鳥栖基山、福岡県)より抜粋)





国土利用計画(平成27年8月14日閣議決定)と鳥栖市・小郡市・基山町の関連性

■ 政府の国土利用計画においては、**本地域のような「拠点性の高まりのある」地域における土地利用(工業用地)について、地域産業活性化の動向等を踏まえ、「必要な用地の確保を図る」と積極的な位置づけがなされるとともに、大規模な土地利用の転換についても、環境の保全等に配慮しつつ、地域づくりの総合的な計画等との整合を図るとし、まちづくりのビジョンを明確にした上での適正な土地利用の確保を図る**としている。

1. 国土の利用に関する基本構想(抜粋)

(出展: 国土利用計画(平成27年8月14日閣議決定))

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

ア 都市

(前略)さらに、**集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。**(中略)

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

キ **工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にもなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。**また、工場移転や業種転換等にもなって生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

3. 2(国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

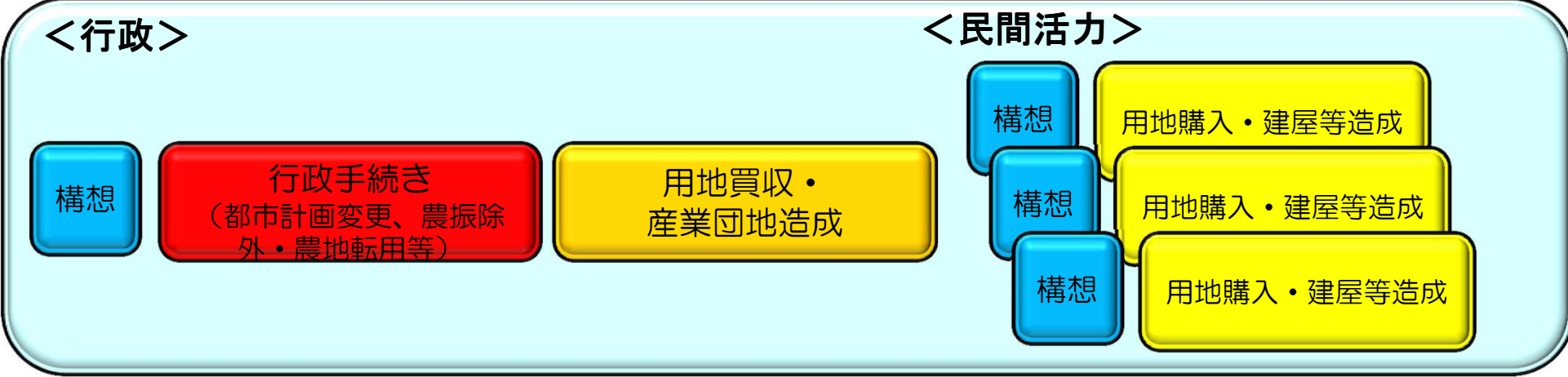
(6) 土地利用転換の適正化

イ **大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。**また、**地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な土地利用を図る。**また、**地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。**

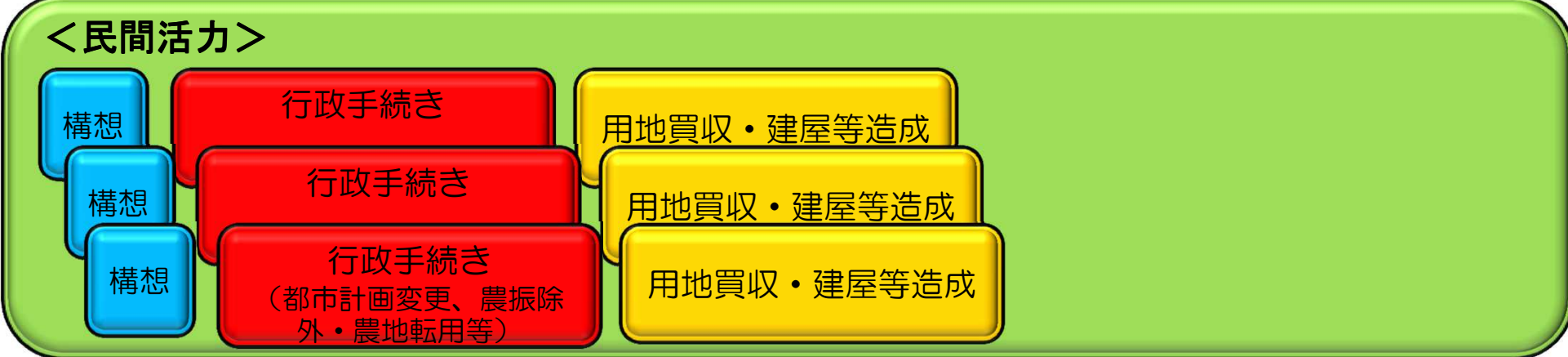
ウ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。

国家戦略特区を利用した産業団地等造成の手続き(メリットの整理)

行政主体の大規模産業団地造成(従来型)
 時間…中
 リスク…中



民間主体の個別開発(従来型)
 時間…長
 リスク…大



特区を利用して行政と民間活力が連携した大規模開発
 時間…短
 リスク…小



民間活力を活用しつつ、行政による計画的かつ迅速な開発誘導が可能

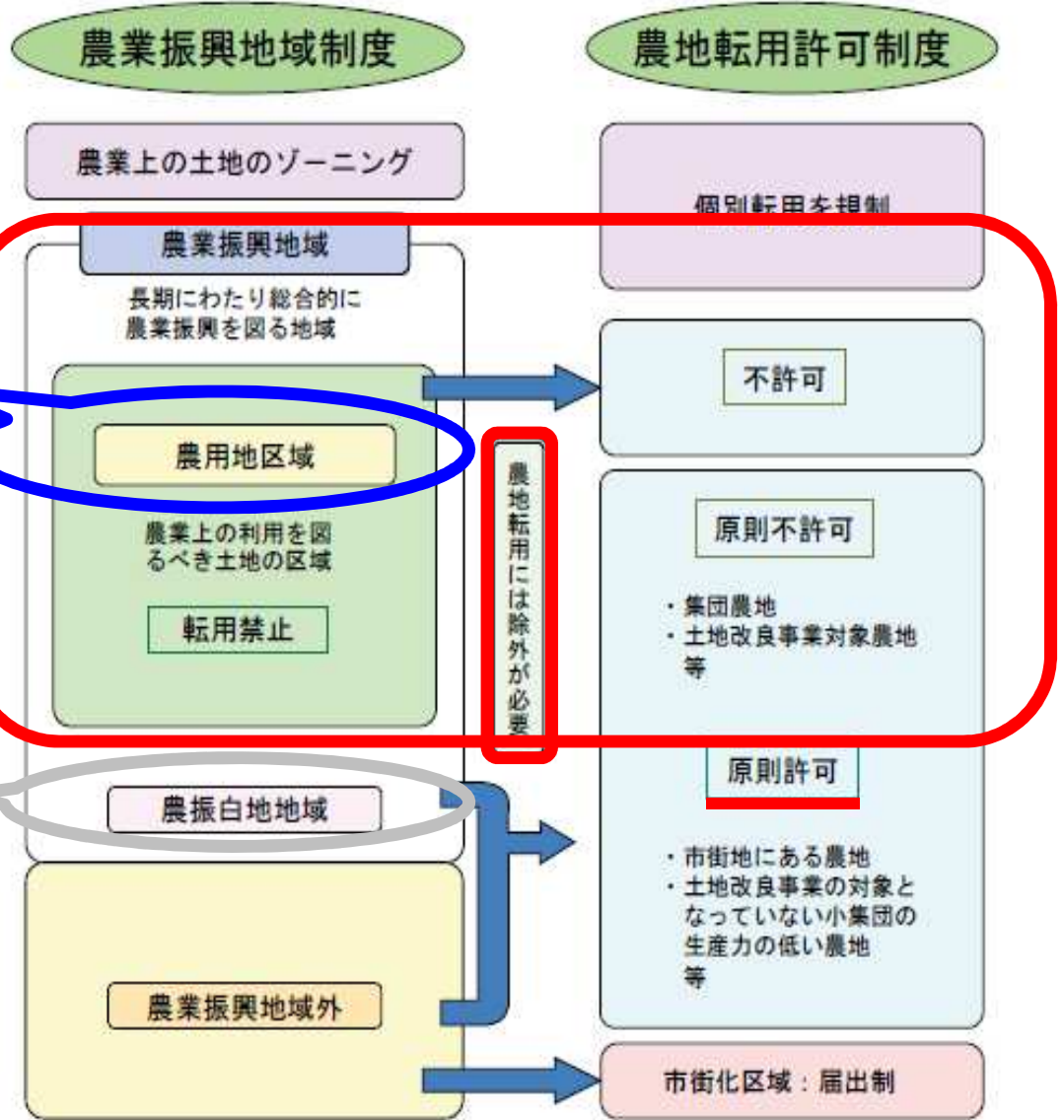
○国民への食料の安定供給を確保するためには、優良農地の良好な状態での確保が重要。
 ○一方、我が国は、国土が狭小で、かつ、高密度な経済社会。このため、国土の計画的・合理的な利用を促進することも重要な課題。

○優良農地の確保・保全とともに、農業振興施策を計画的に実施するため、農業振興地域制度で優良農地をゾーニング。
 ○農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導。



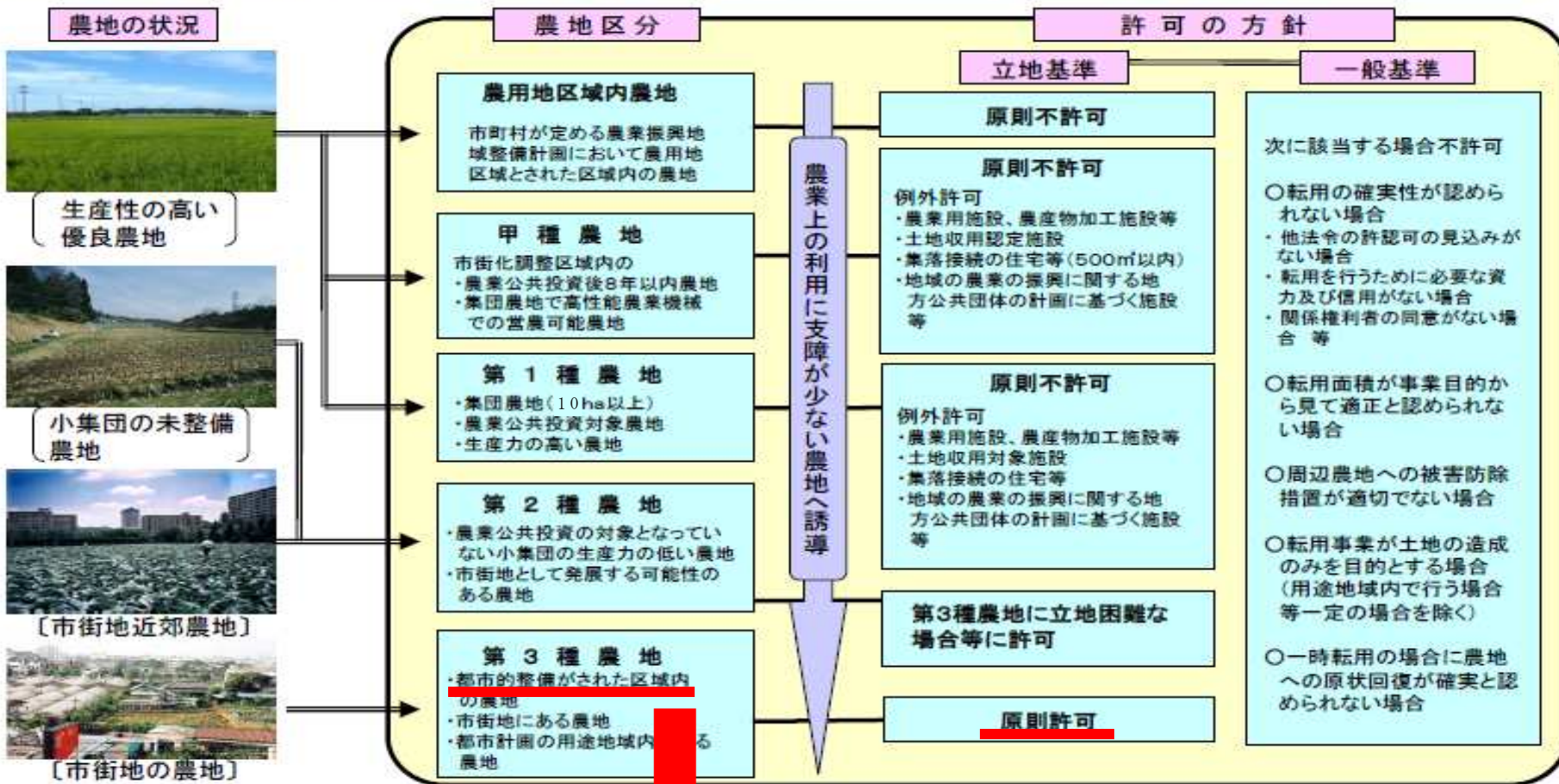
青地

白地



現行農地法上の農地区分と転用許可方針

農地転用許可基準の運用により、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、周辺農地の営農に支障となる転用や具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている（平成10年基準法定化）。



概ね300m以内に駅・インターチェンジ・役所・バスターミナル等のいずれかの施設が存すること

鳥栖JCTに近接する鳥栖ICから概ね4キロ以内における都市計画変更・農振除外・農地転用の新たな仕組み(提議)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。

ただし、以下の場合はこの限りではない。

- 第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法・・・の規定による・・・事業の用に供するため・・・権利を取得しようとするとき
- 第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするとき
- その他政令で定める相当の事由があるとき

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地(青地)

ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地(白地)で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内の、・・・次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

農用地利用計画の変更(農振除外)手続きが必要

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

農振法
(農業振興地域整備計画の変更)
第十三条第二項
【農振農用地の除外5要件】

- 1 農用地区域外に代替できる土地がないこと。
- 2 農用地の集団化、農作業の効率化等、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 農用地区域内における担い手(認定農業者)に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 農用地区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 土地改良事業等を行った区域内の農地に該当する場合は、工事が完了した翌年から起算して8年が経過していること。

(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地)

第二十一条 法第五条第二項第一号ロ(1)の政令で定めるものは、第十三条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

第十三条
一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域

第四十三条 令第十三条第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

二 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね三百メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場

ロ **道路の出入口(インターチェンジ)**

ハ 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場

ニ イからハの施設に類する施設

(市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地)

第二十二条 法第五条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、第十四条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

第十四条
一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて・・・農林水産省令で定めるもの

第四十五条 令第十四条第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

二 第四十三条第二号イ、ハ又はニに掲げる施設の周囲**おおむね五百メートル以内**の区域

- イ・ハ・ニの規定のみ援用
- ロ インターチェンジの規定はない

農地法

農地法施行令

農地法施行規則

鳥栖ジャンクションに近接(1キロ以内)する鳥栖インターチェンジから概ね4キロ以内については、行政が事前に特区法の適用を受けるための「特別区域計画」を策定することにより、都市計画法・農地関連法の個別手続きを省略し、都市計画法に基づき線引き・開発許可、農振法に基づく農振除外・農地法に基づく農地転用を事前かつ包括的に認める(都市計画法と農地関連法制の連動・手続き迅速化)

九州の農業の現状

■ 九州の耕地面積は全国の12%、農業就業人口は全国の16%であるのに対し、生産額は全国の20%を占めている全国有数の農業地帯となっている。

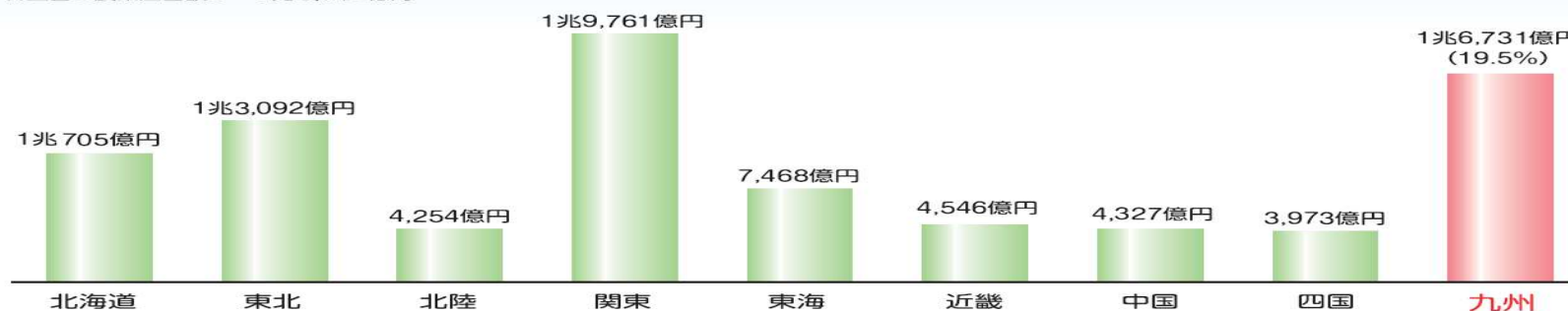
(出展:九州の農業・農村(九州農政局))



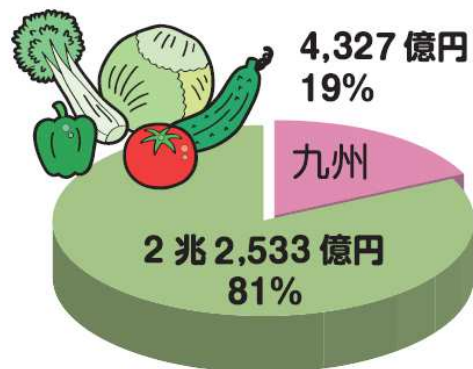
農業産出額は、1兆6,731億円で
全国の約2割を占めています。

農業地域別に見た農業産出額(平成25年)

☆全国の農業産出額は…8兆5,742億円



野菜



| | 耕地面積 | 農業就業人口 |
|-------------|--------|--------|
| 全国 | 452万ha | 227万人 |
| 九州 | 55万ha | 36万人 |
| 全国に占める九州の割合 | 約12% | 約16% |

注：耕地面積は平成26年、農業就業人口は平成26年2月1日現在。

鳥栖市の農業の現状

- 農業就業人口 377人 (男：180人 女：197人)
- 基幹的農業従事者 305人 (男：159人 女：146人) (農業就業人口内数)

■ 専兼別農家数

| | | |
|-------|------|----------------------------|
| 販売農家 | 248戸 | (経営面積3反以上又は農産物総販売金額50万円以上) |
| 専業農家 | 59戸 | |
| 兼業農家 | 189戸 | (第一種49戸、第二種140戸) |
| 自給的農家 | 288戸 | (経営面積3反未満かつ農産物総販売金額50万円未満) |

■ 経営耕地面積規模別農家数

| | |
|---------|-----|
| 50a未満 | 76戸 |
| 50a～1ha | 82戸 |
| 1ha～2ha | 36戸 |
| 2ha以上 | 54戸 |

■ 耕地面積

1,081ha (田：1,059ha、畑：15ha 他)

出典：農林業センサス資料 (平成22年)

●農業生産法人 (5社) H27.3末現在

株式会社水屋センター (55.4ha) 認定農業者
主な圃場 基里地区の南部地域

株式会社基里OKファーム (18.0ha) 認定農業者
主な圃場 基里地区の北部地域

農事組合法人TKR鳥栖 (22.8ha) 認定農業者
主な圃場 旭地区 (下野町)

株式会社九設ふる里めぐみファーム (0.6ha) 認定農業者
主な圃場 鳥栖地区 (真木町)

株式会社JR九州ファーム

●認定農業者 70経営体 (平均耕作面積8.5ha) (うち4経営体が農業生産法人)

| | |
|------|----------------------|
| 鳥栖地区 | 18経営体(うち1経営体が農業生産法人) |
| 田代地区 | 2経営体 |
| 基里地区 | 9経営体(うち2経営体が農業生産法人) |
| 麓地区 | 10経営体 |
| 旭地区 | 31経営体(うち1経営体が農業生産法人) |

小郡市の農業の現状

- 農業就業人口 1, 124人 (男: 576人 女: 548人)
- 基幹的農業従事者 771人 (男: 449人 女: 322人) (農業就業人口内数)

■ 専兼別農家数

| | | |
|-------|------|----------------------------|
| 販売農家 | 645戸 | (経営面積3反以上又は農産物総販売金額50万円以上) |
| 専業農家 | 191戸 | |
| 兼業農家 | 454戸 | (第一種100戸、第二種354戸) |
| 自給的農家 | 275戸 | (経営面積3反未満かつ農産物総販売金額50万円未満) |

■ 経営耕地面積規模別農家数

| | |
|---------|------|
| 50a未満 | 90戸 |
| 50a～1ha | 199戸 |
| 1ha～2ha | 199戸 |
| 2ha以上 | 157戸 |

■ 耕地面積

1, 144ha (田: 1, 039ha、畑: 54ha 他)

出典: 農林業センサス資料 (平成22年)

- 認定農業者 124経営体 (平均耕作面積 5.7ha)
(うち10経営体が農業生産法人)

<収穫・出荷量等>

- みずな 711t (県内2位)
- 洋ラン 399千本 (県内2位)

● 農業生産法人 (12社) H27.3末現在

| | | | | | |
|--------------|-------|-------|---------------|---------|-------|
| 農事組合法人みつゆき | (1ha) | 認定農業者 | 株式会社RUSH FARM | (4ha) | 認定農業者 |
| 株式会社城山牧場 | (7ha) | | 農事組合法人御原グリーン | (30ha) | 認定農業者 |
| 株式会社高尾プロデュース | (7ha) | 認定農業者 | 農事組合法人力武 | (57ha) | 認定農業者 |
| 株式会社田籠誠農園 | (5ha) | 認定農業者 | 株式会社山田園芸場 | (3ha) | 認定農業者 |
| 株式会社フレッシュ園芸 | (2ha) | 認定農業者 | 株式会社和農BARU | (13ha) | 認定農業者 |
| 株式会社山崎瑞松園 | (8ha) | | 株式会社永利農園 | (5.2ha) | 認定農業者 |

基山町の農業の現状

- 農業就業人口 162人 (男：77人 女：85人)
- 基幹的農業従事者 127人 (男：71人 女：56人) (農業就業人口内数)

■ 専兼別農家数

- 販売農家 93戸 (経営面積3反以上又は農産物総販売金額50万円以上)
- 専業農家 19戸
- 兼業農家 74戸 (第一種11戸、第二種63戸)
- 自給的農家 164戸 (経営面積3反未満かつ農産物総販売金額50万円未満)

■ 経営耕地面積規模別農家数

- 50a未満 34戸
- 50a～1ha 32戸
- 1ha～2ha 21戸
- 2ha以上 6戸

■ 耕地面積

- 284ha (田：255ha、畑：17ha 他)

出典：農林業センサス資料 (平成22年)

●農業生産法人 (1社) H27.3末現在

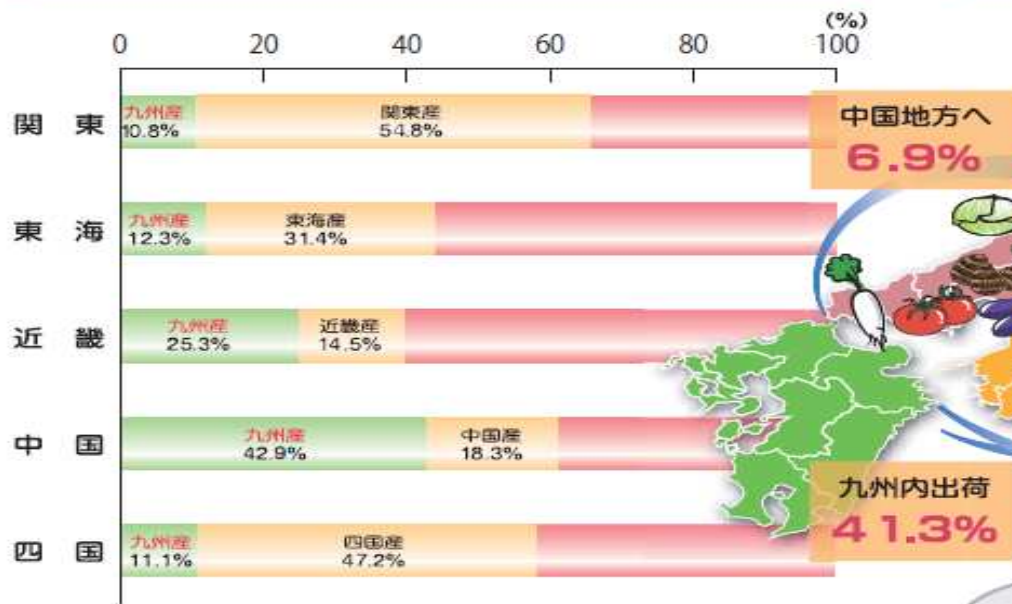
株式会社弥生が丘養蜂園 (2.3ha) 認定農業者
 主な圃場 宮浦地区の北部地域

●認定農業者 13経営体 (平均耕作面積1.7ha) (農業生産法人なし)

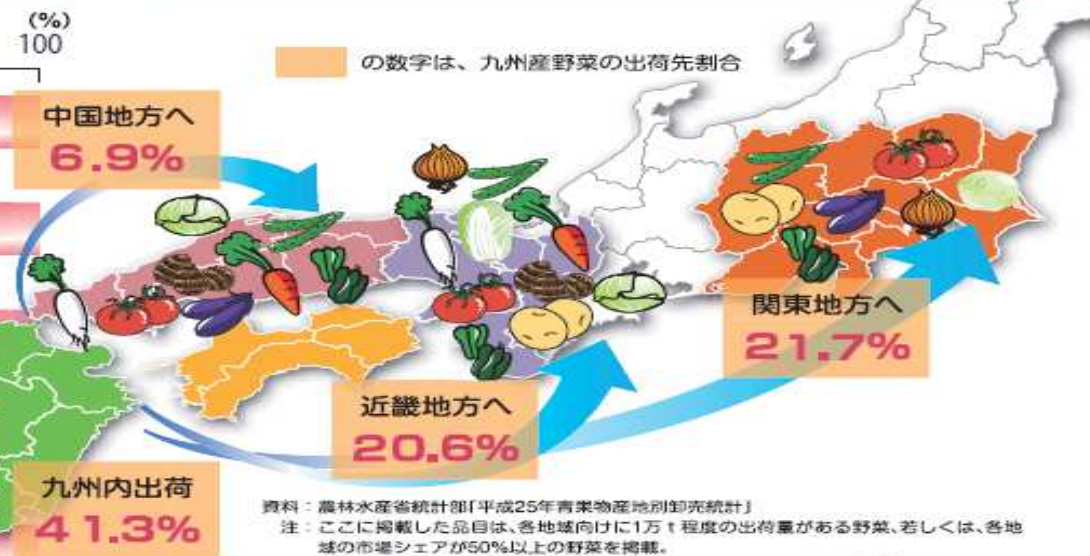
- 九州で生産された農産品(野菜)はその半分を関東・関西・中国地方といった大規模消費地に出荷しており、日本の食糧供給基地となっている。加えて、海外にも輸出されている。
- 鳥栖ジャンクションを擁し九州のどの場所からも短時間でのアクセスが容易な本地域の拠点性を活かし、地方創生特区制度により、九州の豊かな農産品を集約・拡散させる加工施設、卸売りなどの市場機能や流通機能を整備・強化することができれば、本地域にとどまらない九州全体の農業の一層の発展を図ることが可能となる。

(出展:九州の農業・農村(九州農政局))

市場入荷量に占める九州産野菜の割合(平成25年)



消費地へ出荷した主な九州産の野菜(平成25年)



資料：農林水産省統計部「平成25年青果物産地別卸売統計」
 注：入荷量割合は、だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ばれいしょ、さといも、たまねぎの15品目についての集計値。

資料：農林水産省統計部「平成25年青果物産地別卸売統計」
 注：ここに掲載した品目は、各地域向けに1万t程度の出荷量がある野菜、若しくは、各地域の市場シェアが50%以上の野菜を掲載。

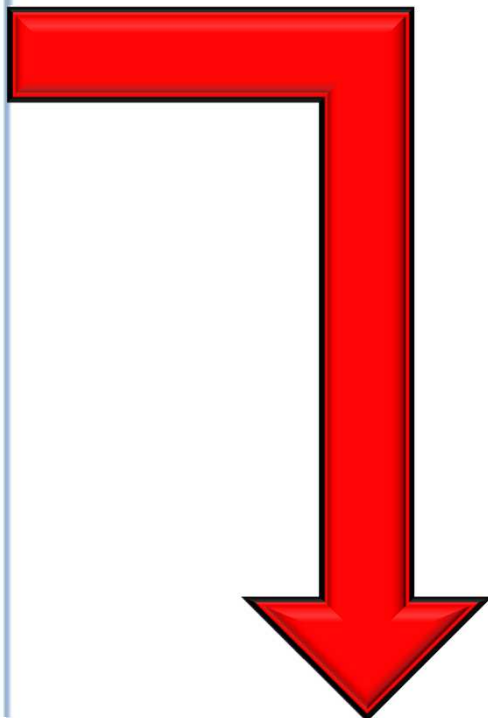
九州で生産された野菜の約6割は関東や近畿など、九州の外で食べられているんだ。



農産品輸出の現状と国際空港を活用した新たな取り組み(農水省)

1 これまでの取組実績等

- 平成26年の輸出額は、過去最高の6,117億円
- 食関連製品（炊飯器、食器等）、日本文化（和室、和紙等）をパッケージで輸出



2 新たな取組

- 国際空港近くの卸売市場で、国産農産物等の輸出拠点化を推進



農政改革の着実な実行と新たな戦略的取り組み (農水省:平成27年5月12日)

国家戦略特区の九州全体への波及効果

(国際空港としての佐賀空港を利用した鳥栖地区の海外輸出拠点化)

- **地方創生特区制度**により、農産品の集積・加工・流通の拠点としての本地域から、**至近の国際空港としての佐賀空港を積極的に利用して海外輸出を行うことができれば、本地域を国際農産物等の海外輸出拠点とするとともに、九州ブランドの一層の拡大を図ることが可能となる。**
- 現在の佐賀空港の夜間貨物便のキャパシティと今後の発展余地を踏まえ、規格外農産物(34万トン)の一部だけでも海外に展開するとした場合、その経済効果は年間**106.8億円**と見込まれることから、空港利用の発展可能性や規格品の輸出展開も視野に入れるとその市場規模はさらに拡大することが期待される。

- 佐賀空港からは週5便の夜間貨物便が出ており、年間に換算すると240便となる。1便当たり15トンの貨物スペースがあるため、**可能貨物輸送量は3600トン**となる。

$$5 \text{ 便/週} \times 12 \text{ 月} \times 15 \text{ トン} = 3,600 \text{ トン}$$

- そのうち実際に貨物輸送に利用された実績は平成26年で1,948トンであることから、**空き容量は1,652トン**となる。

$$3,600 \text{ トン} - 1,948 \text{ トン} = 1,652 \text{ トン}$$

- 佐賀空港から出る夜間貨物便の空き容量を利用して前段で試算した規格外農産品32万トンのうち1,600トン(0.5%)を輸出するとした場合、規格外農産品で用いた手法で国内市場価値を試算すると**約0.83億円**となる。

$$1,600,000 \text{ kg} \div 100 \times 11,078 \text{ 円} \times 47\% = 83,306,560 \text{ 円}$$

- さらにこの輸出した農産品の市場価値については、海外での商品価格例(イチゴ:海外販売価格4,000円(1Pあたり300g))を参考としてつづ再計算すると、**26.7億円**となる。

$$83,306,560 \times 3.2 \times 10 = 2,665,809,920 \text{ 円} \text{ (26.7億円)}$$

- 今後佐賀空港から出る夜間貨物便が、例えば1日4便に増加した場合、輸出農産品がもたらす**経済効果は106.8億円**となる

<佐賀空港の夜間貨物便>

<夜間貨物便>

- ◎九州で唯一、深夜時間帯に貨物便を運航 ⇒ 遅い時間の集荷に対応(受託締切:午前0時)
- ◎安定した貨物スペースの供給 ⇒ 毎便15トンのスペースを提供(急ぎの荷にも対応可能)
- ◎羽田空港・成田空港を経由して、アジア・北米・欧州の世界各地へ国際貨物を輸送

<<運航ダイヤ>> ※火~土運航 (H27.3.29~)

| 羽田 | 佐賀 | 佐賀 | 羽田 |
|------|--------|------|--------|
| 1:05 | ⇒ 2:55 | 3:50 | ⇒ 5:30 |

(直近の国際貨物の利用実績)



夜間貨物便で取り扱う貨物中
ほぼすべてが国際貨物

日時 平成27年3月19日（木）17:33～18:00 出席者 安倍総理、石破大臣、民間議員他（太田国交大臣、林農水大臣他（臨時議員））

国家戦略特区の第二次指定（地方創生特区の指定）に当たって（民間議員提案）

1. さらなる「地方創生特区」の速やかな指定について

- ・ 今回の第二次の指定対象候補区域となっている3地域（「仙北市」、「仙台市」「愛知県」）は、「地方創生を規制改革により実現する」という高い志とやる気をもった区域であるが、これに加えて、例えば「徳島県」などについても、提案する規制改革事項（介護保険等の住所地特例など）が今後実現する方向となれば、速やかに第三次指定の対象として検討すべき。
- ・ また、基本方針において少なくとも年2回行うことになっている「全国の自治体や民間からの提案募集」を今春（4～5月を目標）に行うことにより、やる気のある志の高い地方創生特区の候補区域からの、より大胆な規制改革提案を、一層積極的に受け付けていくべき。

会議における民間議員のご発言

○坂村健議員（東京大学院教授）

今回の二次特区の指定対象地区になっているところ3地域は分野も範囲も広く、実現性も高く、よいと思います。

ただ、最近、特区に対する関心が高まってきたところで、規制を突破するだけでなく、これをしたらこうなるというのが割と直感的でわかりやすく、経済的にも効果が大いようなところが応募してきており、時期的にもそういうところも追加できないかと思います。

例えば、具体的に名前を出したほうがわかりやすいから言いますけれども、佐賀県に鳥栖というところがあるのですが、そこは九州のちょうど真ん中あたりで、交通の便が縦軸と横軸が交わっているところで、土地に対する需要が明快に存在しています。例えば似たようなところでフランスにリールという都市がありますが、そこは繊維業で有名なところだったのですが、繊維業がだめになってしまった。ところが、物流の観点でみるとちょうどヨーロッパの中心で、どこにも近いというところであったために、交通の便を生かして、フランスはリールを通信販売の一大拠点に変えたのです。その結果、今、経済的には重要な地域になっているのです。

どういうことが言いたいかというと、全体の国土のグランドデザインの観点から地理的に交通の要所というところがあった場合、そこが単に農地になっていていいのかということがあって、そういうところは速やかに転換させて、国や九州全体をどうするのかという経済発展のためのサービス拠点としたほうがいいのではないか。そういう重要な地域は、地理的観点から、やはり国として戦略を持ってほかのことに転換させていくようにしたほうがいいのではないかと思います。（中略）

○石破茂議員

それぞれ有益な御意見をいただきまして、私どももよくフォローしてまいります（後略）